## 特定個人情報保護評価書 共通別添資料

評価書番号	評価書名	
_	番号法実施に伴う情報連携機能	全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、番号法実施に伴う情報連携機能における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうることを認識したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生リスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本評価書は、各業務における評価書の中間サーバーから各業務システムに至る大田区内共通のシステム基盤について、統一的に評価したものである。

## 評価実施機関名

大田区長

## 項目一覧

Ι	基本情報
C	別添1)事務の内容
П	特定個人情報ファイルの概要
(	別添2)特定個人情報ファイル記録項目
Ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
V	開示請求、問合せ
VI	評価実施手続
(	

#### 大田区における番号法対応情報連携について

#### 1 情報連携方針

#### (1) 連携機能の集約

- ① 各業務システムの改修負荷を軽減するため、既存の庁内情報連携を掌っている 「区民情報系基盤システム(連携基盤)」の仕組みを活用し、番号法対応の情報 連携を構築する。
- ② 区民情報系基盤システムに「統合宛名管理機能」を追加し、個人番号の管理及び連携方式を一元化する。

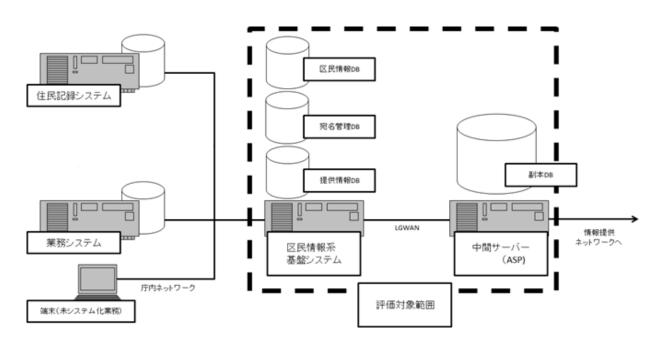
#### (2) 中間サーバーASPサービスの利用

- ① 中間サーバーは、国が提供するASPサービスを利用する。
- ② 中間サーバー端末は、主に中間サーバーのメンテナンスに利用する。

#### (3) 区民情報系基盤システムの活用

- ① 既存の庁内情報連携のデータを活用し、中間サーバーに副本データ等を格納する。
  - ただし、既存の情報連携項目にない情報については、別途業務システムから区民情報系基盤システムへ連携する。
  - ② 他自治体に対する情報照会・提供等は、必ず区民情報系基盤システムの連携機能を介して統一的な方式で実施する。
  - ③ システムによる情報連携を実施していない業務及び未システム化の業務についても、区民情報系基盤システムの画面機能を活用して、他自治体との情報連携を実施する。

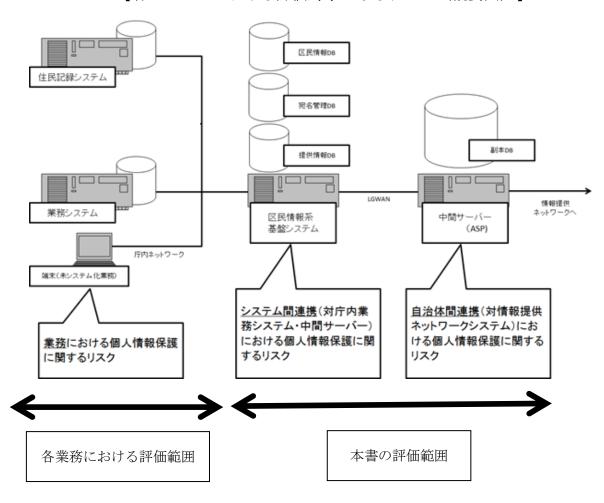
#### 2 システムの相関図 (略)



3 特定個人情報ファイル連携に関する業務フロー

【別添1-1:フロー図】のとおり

4 評価対象システムにおけるリスク分析 【各システムにおける評価対象となるリスク(概要図)】



## I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	番号法実施に伴う情報連携機能	
	1 統合宛名番号等の管理 ・個人番号を業務内宛名番号及び統合宛名番号と紐付け、宛名情報とともに管理する。	
	2 提供情報の中間サーバーへの格納 ・各業務システムから移転した提供情報(特定個人情報)ファイルを、中間サーバーの仕様に変換し、連携機能によって中間サーバー副本DB等に格納・更新する。	
②事務の内容 ※	3 他機関への情報照会要求の仲介 ・各業務システムから他機関への情報照会要求を中間サーバーを介して当該機関へ依頼する。また、依頼により他機関から返却された情報提供ファイル(情報照会結果ファイル)を依頼元の業務システムへ連携する。	
	4 符号の取得処理 ・個人番号新規取得時に、中間サーバーを介して情報提供ネットワークに処理通番(中間サーバー受付番号)の発行を依頼し、取得した処理通番をもとに住民記録システムを介して住民基本台帳ネットワークシステムに符号の発行を要求する。 ・要求に基づき情報提供ネットワークシステムから符号を取得し、中間サーバーに格納・管理する。	
	5 庁内情報連携 ・庁内の各業務システムが業務に必要な住民情報について、システム間連携を行う。	
③対象人数	<選択肢>	

#### 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1		
①システムの名称	区民情報系基盤システム	
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	1 情報連携機能 ・各業務システムから住民情報(特定個人情報)を連携する。 ・番号法に基づき業務上個人番号が必要な業務システムに、個人番号を移転する。 ・中間サーバーに対して、提供情報及び情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル)等をフォーマット変換し連携する。 ・個人番号を含まない住民情報について、業務システム間の庁内連携を行う。  2 情報参照機能 ・各業務システムから移転した個人番号を含まない住民情報について、参照端末上に表示する。  3 認証機能 ・中間サーバーへのアクセス権限を管理する。 ・各業務システムから区民情報系基盤システムへのアクセス権限を管理する。  4 運用基盤 ・システム運用に係るアクセス記録等を管理する。  5 統合宛名管理機能  ① 統合宛名番号の管理 大田区内で住民を一意に識別する「統合宛名番号」を個人番号ごとに発番し、個人番号と既存業務システム内での宛名番号を紐付け管理する。  (2) 宛名情報等の管理 基本本情報及び個人番号を、統合宛名番号に紐付けて「統合宛名情報」として管理する。  ③ 提供情報の管理 各業務システムから連携された提供情報(特定個人情報)を管理し、情報連携機能を用いて中間サー	
	バーに連携する。 ④ 情報照会要求の仲介 各業務システムから発行される情報照会要求を仲介し、中間サーバーへ連携する。また、中間サーバーから返却された他機関からの情報提供ファイル(情報照会結果ファイル)を各業務システムに連携する。 ⑤ 符号の取得要求 統合宛名番号を中間サーバーに連携し、符号取得要求ファイルを受領後、住民記録システムを介して住基ネットに対して符号取得を要求する。	

③他のシステムとの接続	[ O ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ ] 宛名システム等 [ O ] その他 (中間サーバー	[ O ] 氏内連携システム         [ O ] 税務システム         ( O ] 税務システム
システム2		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	1 特定個人情報(副本)の保有・管理 番号法における他機関との情報連携の対象と 保有・管理する。 2 情報提供ネットワークシステム(インターフェー 情報提供ネットワークシステムに対して、情報	
③他のシステムとの接続	<ul><li>[O]情報提供ネットワークシステム</li><li>[ ]住民基本台帳ネットワークシステム</li><li>[ ]宛名システム等</li><li>[O]その他 (区民情報系基盤システム</li></ul>	<ul><li>[ ] 庁内連携システム</li><li>[ ] 既存住民基本台帳システム</li><li>[ ] 税務システム</li><li>)</li></ul>

#### 3. 特定個人情報ファイル名

- 1 提供情報ファイル
- 2 情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル)
- 3 情報提供ファイル(情報照会結果ファイル)
- 4 統合宛名番号ファイル
- 5 統合宛名情報ファイル
- 6 符号管理ファイル
- 7 庁内連携ファイル

#### 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

#### 1 提供情報ファイル

各業務システムより区民情報系基盤システムに特定個人情報を移転し、フォーマット変換を行い、中間サーバーの副本DB等に格納・更新する。(中間サーバーの全特定個人情報)(「I-1.②事務の内容」の『2 提供情報の中間サーバーへの格納』で用いる)

#### 2 情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル)

各業務システムから他機関あての情報照会依頼データを中間サーバーのインタフェース形式に変換して連携する。

(「I-1. ②事務の内容」の『3 他機関への情報照会要求の仲介』で用いる)

#### 3 情報提供ファイル(情報照会結果ファイル)

他機関への情報照会依頼要求の結果、中間サーバーを経由して取得した情報照会結果データを各業務システムへ連携する。

([I-1.2]事務の内容」の[3]他機関への情報照会要求の仲介』で用いる)

#### 4 統合宛名番号ファイル

住民記録システムより連携した個人番号と宛名番号を統合宛名番号と紐付け一意に管理する。 各業務システムより連携した住登外者の個人番号と宛名番号を統合宛名番号と紐付け一意に管理する。 る。

(「I-1. ②事務の内容」のすべての項目で用いる)

#### ①事務実施上の必要性

5 統合宛名情報ファイル

住民記録システムより連携した基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)及び個人番号を統合宛名番号と紐付け、管理更新する。

(「I-1.②事務の内容」の全ての項目で用いる)

#### 6 符号管理ファイル

①符号取得のため、統合宛名番号等をもとに、区民情報系基盤システムから中間サーバーを介して情報提供ネットワークへ処理通番(中間サーバー受付番号)を要求する。

②処理通番(中間サーバー受付番号)要求により、情報提供ネットワークから中間サーバーを介して区民情報系基盤システムが処理通番(中間サーバー受付番号)を取得し、統合宛名番号と紐付け管理する。

③処理通番(中間サーバー受付番号)をもとに住民記録システムを介して住民基本台帳ネットワークシステムに対して、符号を要求する。

④符号要求により、情報提供ネットワークから中間サーバーが符号を取得し、統合宛名番号と紐付管理する。

⑤符号取得時に、中間サーバーから統合宛名管理システムに、符号の取得を通知する。

(「I-1. ②事務の内容」の『4 符号の取得処理』で用いる)

#### 7 庁内連携ファイル

①各業務システムから区民情報系基盤システムに個人番号を含まない住民情報を移転し、業務上必要とする業務システムへ連携する。

②各業務システムから区民情報系基盤システムに個人番号を含まない住民情報を移転し、情報参照機能により参照端末上に画面表示する。

(「I-1. ②事務の内容」の『5 庁内情報連携』で用いる)

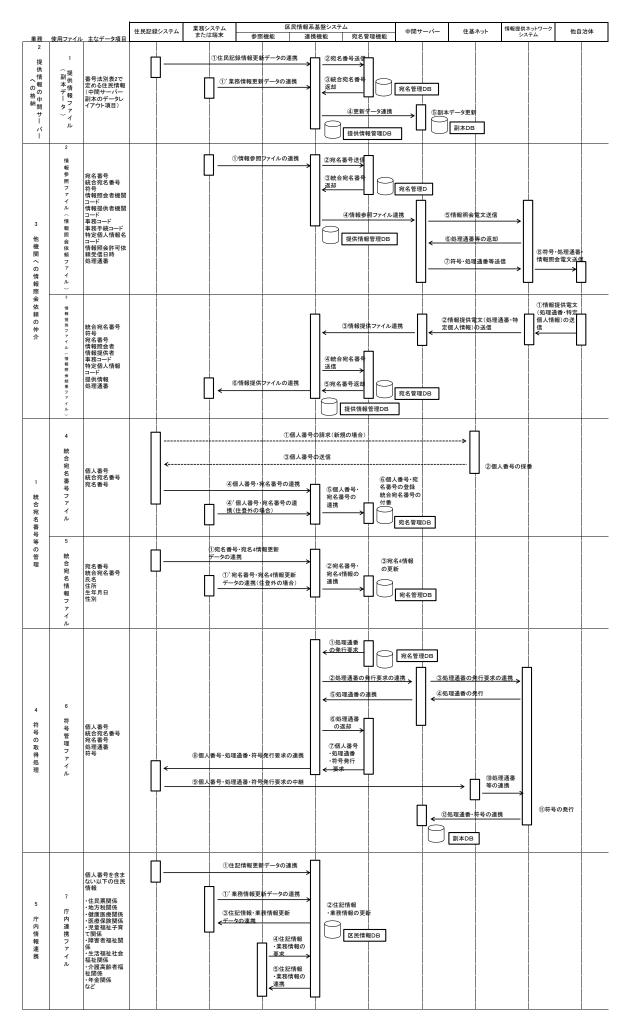
#### ②実現が期待されるメリット

統合宛名番号を導入し、個人番号及び業務内宛名番号と紐付け一元管理することにより、各業務システムでの個人番号の管理を極力排除し、対象となる区民の同一性を担保することにより、業務の正確性・安全性を高めることができる。

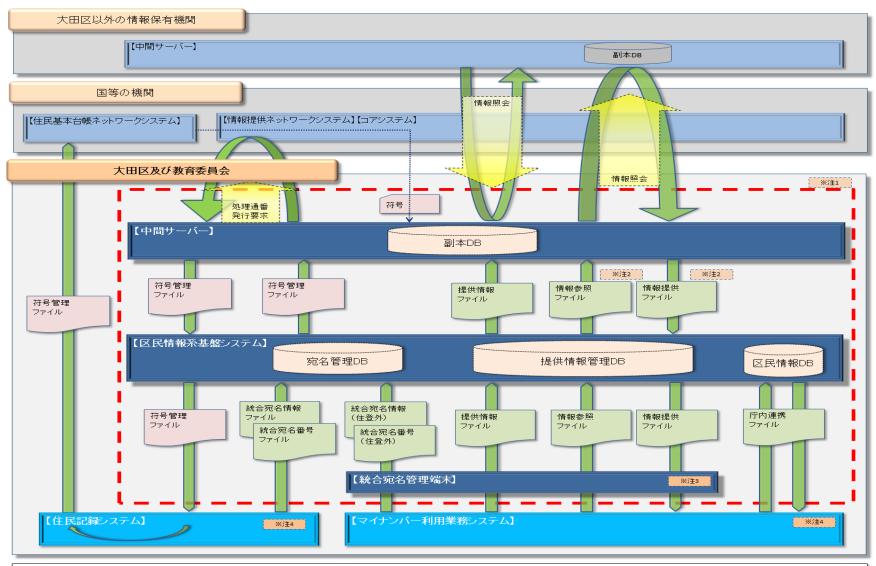
特定個人情報の中間サーバへの連携を区民情報系基盤システムを介して一元的に実施することにより、提供する情報の精度を高めることができるとともに、各業務システムの中間サーバへの情報連携の 負荷を極力減少させることができる。

区民情報系基盤システムの情報連携機能を活用することにより、各業務システムは既存の庁内連携の構成を利活用することができ、各業務システムの番号法対応範囲・改修範囲を限定化することができる。

5. 個人番号の利用 ※		
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号)	
6. 情報提供ネットワークシ	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 2)実施しない 3)未定	
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律 第27号)(以下、「番号法」という。)	
7. 評価実施機関における	7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	企画経営部情報政策課	
②所属長の役職名	情報政策課長	
8. 他の評価実施機関		
大田区教育委員会		



9



#### 【注釈】

注1:共通編の評価書は、図中赤枠(点線)で囲まれた部分を範囲とします。

- 注2:本書中、次のように記載しています。
  - ・情報参照ファイル=情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル) ・情報提供ファイル=情報提供ファイル(情報照会結果ファイル)
- 注3:統合宛名管理端末は、マイナンバー利用業務システムによる連携機能を実装していない業務または事務の場合に利用します。
- 注4:住民記録システム及び各マイナンバー利用業務システムの評価については、それぞれの評価書を参照してください。

#### 別添1-3 事務の内容1

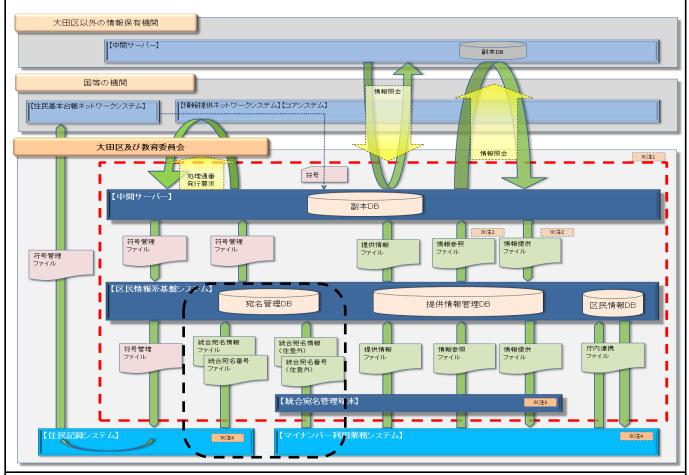
#### 1 統合宛名番号等の管理

【大田区に住民登録がある住民(住登者)】

- 1-① 住民記録システムから区民情報系基盤システムへ住登者の個人番号・宛名番号・基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)を連携する。
- 1-② 区民情報系基盤システムは、統合宛名管理機能により宛名管理DBへ個人番号・宛名番号・基本4情報を連携する。

#### 【大田区に住民登録がない住民(住登外者)】

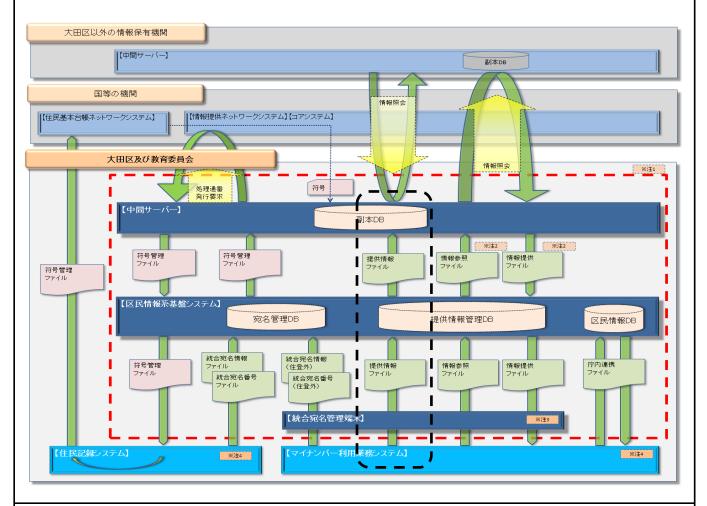
- 1-③ 各業務システムはシステム処理または区民情報系基盤システムの入力画面(統合宛名管理端末)により区民情報系基盤システムへ、住登外者の個人番号・宛名番号・基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)を連携する。
- 1-④ 区民情報系基盤システムは統合宛名管理機能により連携された個人番号を基に一意の統合宛名番号を発番し、宛名番号と紐付け登録する。連携された個人番号をもつ住民が既に登録されている場合は、当該レコードに宛名番号を追加登録する。
- 1-⑤ 個人番号の格納が必要な庁内各業務システムについて、住民の新規登録時及び個人番号の変更時に区民情報系基盤システムから個人番号を連携する。



(備考)

#### 別添1-4 事務の内容2

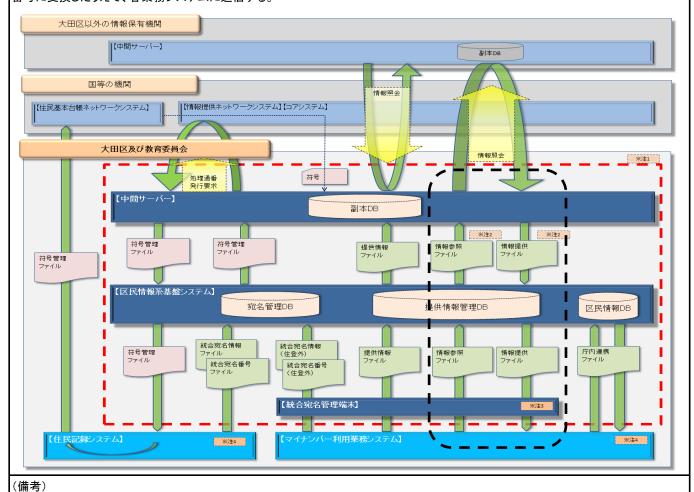
- 2 提供情報の中間サーバーへの格納
- 2-① 各業務システムは中間サーバに提供すべき情報に更新が発生した段階で、定められた周期により区民情報系基盤システムへ 宛名情報とともに提供情報を連携または区民情報系基盤システムの画面(統合宛名管理端末)から入力する。
- 2-② 区民情報系基盤システムは、各業務システムから連携された提供情報を区民情報DBまたは提供情報管理DBに格納する。
- 2-③ 区民情報系基盤システムは、宛名番号を統合宛名番号に変換したうえで、中間サーバーのデータ形式に変換して中間サーバーへ連携する。
- 2-④ 中間サーバーは連携された提供情報を副本として登録・管理し、他自治体からの情報照会要求の処理を行う。



(備考)

#### 別添1-5 事務の内容3

- 3 他機関への情報照会要求の仲介
- 3-① 各業務システムは、業務内宛名番号及びプレフィックス情報(情報照会者、情報提供者、事務コード、特定個人情報コード)を記録した「情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル)」を区民情報系基盤システムに送信または入力(統合宛名管理端末)し、情報照会要求を行う。
- 3-② 区民情報系基盤システムは、「情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル)」を提供情報管理DBに格納し、宛名番号を統合宛名番号に変換したうえで、情報照会依頼ファイルを中間サーバーに送信する。
- 3-③ 中間サーバーは、情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル)を定められた形式に変換したうえで、インターフェースシステムを介して定められた周期でコアシステムに送信する。
- 3-④ 他機関の中間サーバーは、情報照会依頼をうけて「情報提供ファイル(情報照会結果ファイル)」を作成し、インターフェースシステムを介して大田区の中間サーバーへ送信する。
- 3-⑤ 中間サーバーは、コアシステムを通じて他機関より返信された「情報提供ファイル(情報照会結果ファイル)」を区民情報系基盤 システムに送信する。
- 3-⑥ 区民情報系基盤システムは、「情報提供ファイル(情報照会結果ファイル)」を提供情報管理DBに格納し、統合宛名番号を宛名番号に変換したうえで、各業務システムに送信する。

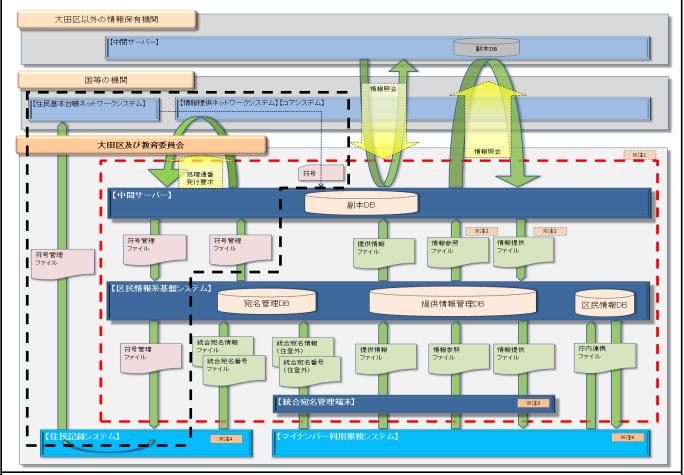


13

#### 別添1-6 事務の内容4

#### 4 符号の取得処理

- 4-① 区民情報系基盤システムは、新規の個人番号を持つレコードが登録された時点で、中間サーバーに対して統合宛名番号をもと に処理通番発行要求を行う。
- 4-② 中間サーバーは、統合宛名番号をもとに、情報提供ネットワーク(コアシステム)に処理通番発行要求を行う。
- 4-3 コアシステムは、中間サーバーからの要求に応じて処理通番を発行する。
- 4-④ 中間サーバーは、発行された処理通番と統合宛名番号を紐付け、区民情報系基盤システムに送信する。
- 4一⑤ 区民情報系基盤システムは、統合宛名番号に紐づく個人番号を付して、処理通番を住民記録システムに送信し、符号発行要求 を行う。
- 4-⑥ 住民記録システムは、個人番号と処理通番を住民基本台帳ネットワークに送信し、符号を要求する。
- 4ー⑦ 住民基本台帳ネットワークは、個人番号と紐づく住民票コードを確認し、処理通番と住民票コードを情報提供ネットワーク(コアシステム)に送信する。
- 4一⑧ 情報提供ネットワーク(コアシステム)は、住民票コードをもとに符号を発行し、処理通番と併せて、中間サーバーに送信する。
- 4-9 中間サーバーは、処理通番の突合により整合性を確認したうえで、符号を確認し、処理通番を削除する。
- 4-⑩ 中間サーバーは、区民情報系基盤システムに符号取得処理が完了した通知を行う。

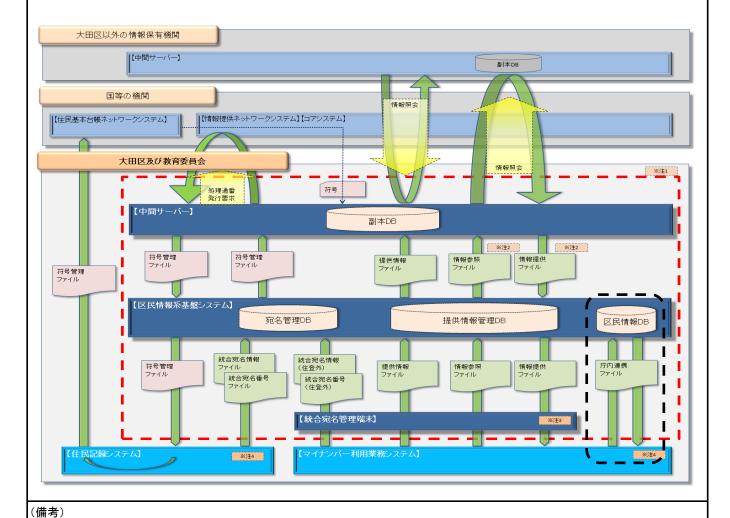


(備考)

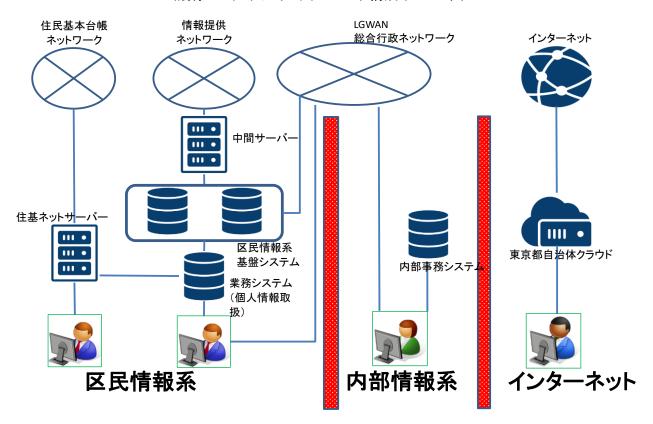
#### 別添1-7 事務の内容5

#### 5 庁内情報連携

- 5-① 各業務システムから区民情報系基盤システムへ個人番号を含まない住民情報(住記・税務・国保・介護・福祉など)を連携する。
- 5-② 区民情報系基盤システムは、各業務で必要とする上記の住民情報を当該業務システムへ連携する。 5-③ 各業務において情報連携ではなく情報参照のみで十分に業務運用が可能な場合は、区民情報系基盤システムの情報参照機 能により参照端末上に表示する住民情報を参照する。



(別添1-8) 大田区ネットワーク構成イメージ図



# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

提供情報ファイル

2. 基本	2. 基本情報		
①ファイル	<b>レの種類 ※</b>	<選択肢>	
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象と	なる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)	
	その必要性	番号法で定められた事務を遂行するために、情報提供ネットワークシステムを通じて連携する区民または住登外者全員の情報を保有し、それらを常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。	
④記録さ	れる項目	<選択肢>	
	主な記録項目 ※	・識別情報	
	その妥当性	番号法によって定められた情報を他機関へ提供するため	
	全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日		平成27年10月1日	
⑥事務担当部署		企画経営部情報政策課	

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元		[ ]本人又は本人の代理人         [ 〇]評価実施機関内の他部署 (特定個人情報の発生源である業務主管部署)         [ ]行政機関・独立行政法人等 ( )         [ ]地方公共団体・地方独立行政法人 ( )         [ ]民間事業者 ( )         [ ]その他 ( )
②入手方法  [ ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッ  [ ]電子メール [ ]専用線 [ 〇 ]庁内連携システム  [ ]情報提供ネットワークシステム  [ ]その他 (		[ ]電子メール [ ]専用線 [ O]庁内連携システム [ ]情報提供ネットワークシステム
③入手の	時期·頻度	各業務主管部署において、提供情報の更新が発生する都度
④入手に	:係る妥当性	中間サーバーの副本DBは常に正確な情報を保有する必要があり、各業務主管課で保有する情報の更 新が発生した場合、中間サーバーの副本DBに格納された提供情報を即時に更新する必要があるため。
⑤本人へ	の明示	本特定個人情報ファイルの入手の根拠・使用目的に関する規定については、各業務主管課において担保されている。
⑥使用目的 ※		番号法によって定められた情報を他機関へ提供するため
	変更の妥当性	_
	使用部署	企画経営部情報政策課
⑦使用の	使用部署	ー  企画経営部情報政策課  <選択肢>  「10人以上50人未満」 10人以上50人未満 200人以上50人未満 300人以上100人未満 4000人以上500人未満 500人以上1,000人未満 601,000人以上
⑦使用の ⑧使用方	使用部署 ※ 使用者数	<選択肢> <選択肢> 1) 10人よ満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満
	使用部署 ※ 使用者数	<ul> <li>(選択肢&gt; 10人以上50人未満 1 10人以上50人未満 2 10人以上50人未満 3 10人以上100人未満 4 100人以上500人未満 5 10人以上100人未満 6 1,000人以上</li> <li>・各業務主管部署により妥当性を保証された特定個人情報を、庁内連携により取得し、区民情報系基盤システムの区民情報DB及び提供情報管理DBに提供情報ファイルとして格納する。</li> <li>・格納した提供情報ファイルを中間サーバーの副本DBのフォーマットに変換し、LGWAN回線を介して中間サーバーへ連携する。</li> <li>・中間サーバーに格納された提供情報ファイルは、他機関からの照会依頼により国のシステム(情報提</li> </ul>
	使用部署 ※ 使用者数	(選択肢 > 1) 10人以上50人未満   1) 10人未満   2) 10人以上50人未満   3) 50人以上100人未満   4) 100人以上500人未満   5) 500人以上1,000人未満   6) 1,000人以上   ・各業務主管部署により妥当性を保証された特定個人情報を、庁内連携により取得し、区民情報系基盤システムの区民情報DB及び提供情報管理DBに提供情報ファイルとして格納する。 ・格納した提供情報ファイルを中間サーバーの副本DBのフォーマットに変換し、LGWAN回線を介して中間サーバーへ連携する。 ・中間サーバーへ連携する。 ・中間サーバーに格納された提供情報ファイルは、他機関からの照会依頼により国のシステム(情報提供ネットワークシステム(コアシステム))を介して提供される。
	使用部署 ※ 使用者数 使用者数	10人以上50人未満

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
T == .		[ 委託する ] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない
委託の有無 ※		( 3)件
委託事項1		システム保守作業委託
		区民情報系基盤システム及び中間サーバー副本DBの保守作業の委託
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委言	<b>毛先における取扱者数</b>	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>10人以上50人未満</li><li>1)10人未満</li><li>2)10人以上50人未満</li><li>3)50人以上100人未満</li><li>4)100人以上500人未満</li><li>5)500人以上1,000人未満</li><li>6)1,000人以上</li></ul>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ 」フラッシュメモ [ ] 紙 [ 〇 ] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない )
<b>⑤委</b> 詞	⑤委託先名の確認方法 大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することでででででででである。	
<b>⑥委</b> 詞	<b></b>	株式会社NTTデータ東北
再	⑦再委託の有無 ※	く選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する
	⑨再委託事項	設計・プログラミング等の業務サポート
委託	事項2	システム運用作業委託
①委訂	托内容	区民情報系基盤システムの運用作業の委託
	及いを委託する特定個 プァイルの範囲	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委訂	<b>モ先における取扱者数</b>	<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ 〇 ] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない )

⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する
	⑨再委託事項	システムオペレーション等の業務サポート
委託	事項3	システム機器保守作業委託
①委詢	托内容	区民情報系基盤システム機器の保守作業の委託
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲 「特定個人情報ファイルの全体」 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部		<選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働 のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ 〇 ] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない )
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電子計算株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[ <b>O</b> ] 提供を行っている ( 1 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	他機関(国及び他自治体等)	
①法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月 31日法律第27号)	
②提供先における用途	番号法によって定められた情報を他機関へ提供するため	
③提供する情報	番号法によって定められた大田区が情報を他機関へ提供すべき全情報項目	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)	
⑥提供方法	[ O ] 情報提供ネットワークシステム       [ ] 専用線         [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモリ       [ ] 紙         [ ] その他 ( )       )	
⑦時期·頻度	他機関より番号法に基づく情報参照依頼があった都度	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	
	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線
。 ⑥移転方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
0/移転力法	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	
6. 特定個人情報の保管・	消去
①保管場所 ※	①サーバ等はクラウド(以降、ガバメントクラウドを含む)事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたている事業者、またはISMAPのリストに登録予定の事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ③静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。
期間 ②保管期間	く選択肢> 1)1年未満 2)1年 3)2年 [ 定められていない ] 4)3年 5)4年 6)5年 7)6年以上10年未満 8)10年以上20年未満 9)20年以上 10)定められていない
その妥当性	特定個人情報の発生源である業務主管部署の保管期間に準ずるため。
③消去方法	①特定個人情報の消去は大田区からの操作によって実施される。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際、保守交換したHDDはクラウド事業者が管理するデータセンター内に保管される。また、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③各主務省令で定める期間に基づき消去の時期・方法を定める。
7. 備考	

## Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

### 1. 特定個人情報ファイル名

情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル)

2. 基本	2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		<選択肢> [ システム用ファイル ] 1)システム用ファイル [ システム用ファイル ] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象とな	なる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)	
	その必要性	番号法で定められた事務を遂行するために、情報提供ネットワークシステムを通じて連携する区民または住登外者全員の情報を保有し、それらを常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。	
4記録さ	れる項目	<選択肢>	
	主な記録項目 ※	・識別情報  [ ○ ] 個人番号 [ ○ ] 個人番号対応符号 [ ○ ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報  [ ○ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ○ ] 連絡先(電話番号等)  [ ○ ] その他住民票関係情報  [ ○ ] 国税関係情報 [ ○ ] 地方税関係情報 [ ○ ] 健康・医療関係情報  [ ○ ] 医療保険関係情報 [ ○ ] 児童福祉・子育で関係情報 [ ○ ] 障害者福祉関係情報  [ ○ ] を活保護・社会福祉関係情報 [ ○ ] 介護・高齢者福祉関係情報  [ ○ ] その他 ( プレフィックス情報(情報照会者、情報提供者、事務コード、特定個人情報 )	
	その妥当性	番号法により業務主管部署が他機関に情報照会依頼をする際に、区民情報系基盤システムが仲介となって送信するため。	
	全ての記録項目	別添2を参照。	
5保有開始日		平成27年10月1日	
⑥事務担当部署		企画経営部情報政策課	

3. 特定	3. 特定個人情報の入手・使用		
			[ ]本人又は本人の代理人
017- W			[ 〇 ] 評価実施機関内の他部署 (
			[ ]行政機関・独立行政法人等 ( )
①入手元	**		[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )
			[ ]民間事業者 ( )
			[ ]その他 ( )
			[ ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ
②入手方	- :±		[ ]電子メール [ ]専用線 [ 〇 ] 庁内連携システム
(2)八十八			[ ]情報提供ネットワークシステム
			[ ]その他 ( )
③入手の	時期∙₺	頻度	番号法に基づき各業務主管部署が他機関へ情報照会をおこなう必要性が発生した都度
④入手に	係る妥	·当性	番号法第19条第7項に基づき各業務主管部署が他機関へ情報照会を行う都度、「情報照会電文」を作成する必要があるため。
⑤本人へ	の明示	ŧ	本特定個人情報ファイルの入手の根拠・使用目的に関する規定については、各業務主管課において担保されている。
⑥使用目	的 ※		番号法によって定められた情報を他機関へ照会するため
	変更の	の妥当性	_
	•	使用部署	企画経営部情報政策課
⑦使用の	主体	使用者数	<選択肢> (選択肢> 1) 10人以上50人未満 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※			・各業務システムにより区民情報系基盤システムに連携された、妥当性が担保された情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル)を提供情報管理DBに格納する。 ・区民情報系基盤システムは、情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル)の宛名番号を統合宛名番号ファイルを用いて統合宛名番号に変換するとともに、中間サーバーの形式にレイアウト・コード変換を実施し、情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル)を中間サーバーに送信する。 ・中間サーバーは情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル)から情報照会電文を作成し、情報提供ネットワーク(コアシステム)に送信する。情報提供ネットワーク及びインタフェースシステム(ともに国のシステム)は情報提供の正当性を確認したうえで処理通番(中間サーバー受付番号)と提供許可証を中間サーバーに送信する。 ・中間サーバーは、情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル)にあわせて、該当者の符号・処理通番(中間サーバー受付番号)・提供許可書をインターフェースシステムを通じて情報提供の求め要求電文をコアシステムに送信する。 ・コアシステムに送信する。
情報の突合 ※		の突合 ※	宛名番号を統合宛名番号に変換するため、対象者本人同一性の担保を統合宛名番号ファイルを用いて 実施する。
	情報( ※	の統計分析	統計分析は実施しない。
		利益に影響を よる決定 ※	各業務主管部署で実施されるため、該当なし。
⑨使用開始日			平成27年10月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[ 委託する ] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない ( 3)件
委託事項1		システム保守作業委託
①委託	无内容 无内容	区民情報系基盤システム及び中間サーバー副本DBの保守作業の委託
	ひいを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢> [ 特定個人情報ファイルの全体 ] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委託	<b>E先における取扱者数</b>	<選択肢> (選択肢> 1) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
	£先への特定個人情報 レの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ 」フラッシュメモ [ ]紙 [ 〇] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない )
⑤委訂	氏先名の確認方法	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
<b>⑥委</b> 言	<b>托先名</b>	株式会社NTTデータ東北
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再 委 託	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する
	⑨再委託事項	設計・プログラミング等の業務サポート
委託	事項2	システム運用作業委託
①委託	托内容	区民情報系基盤システムの運用作業の委託
	ひいを委託する特定個 ファイルの範囲	                                  
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ 〇 ] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない )

⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する
	⑨再委託事項	システムオペレーション等の業務サポート
委託	事項3	システム機器保守作業委託
①委詢	托内容	区民情報系基盤システム機器の保守作業の委託
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働 のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ 〇 ] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない )
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電子計算株式会社
市	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[ ]提供を行っている ( )件 [ ]移転を行っている ( )件	
徒供 物料の有無	[ 〇 ] 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲		
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線	
⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙	
	[ ]その他 ( )	
⑦時期·頻度		

移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる 本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報 本人の範囲	の対象となる	
		[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線
6 移転方法		[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
O 19 FA 7 J 7A		[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
		[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度		
6. 特定個人情	青報の保管・決	肖去
①保管場所 ※		①サーバ等はクラウド(以降、ガバメントクラウドを含む)事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたている事業者、またはISMAPのリストに登録予定の事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ③静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。
②保管期間	期間	く選択肢> 1)1年未満 2)1年 3)2年 1)3年 5)4年 6)5年 [ 定められていない ] 7)6年以上10年未満 8)10年以上20年未満 9)20年以上 10)定められていない
	その妥当性	法令等の定めによる
③消去方法		①特定個人情報の消去は大田区からの操作によって実施される。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際、保守交換したHDDはクラウド事業者が管理するデータセンター内に保管される。また、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③各主務省令で定める期間に基づき消去の時期・方法を定める。
7. 備考		

## Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

## 1. 特定個人情報ファイル名

情報提供ファイル(情報照会結果ファイル)

2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		く選択肢> [ システム用ファイル ] 1)システム用ファイル [ システム用ファイル ] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象と	なる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その必要性	番号法で定められた事務を遂行するために、情報提供ネットワークシステムを通じて連携する区民または住登外者全員の情報を保有し、それらを常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録さ	れる項目	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>1) 10項目未満</li><li>2) 10項目以上50項目未満</li><li>3) 50項目以上100項目未満</li><li>4) 100項目以上</li></ul>
	主な記録項目 ※	・識別情報  [ ] 個人番号 [ O ] 個人番号対応符号 [ O ] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報   [ ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ] 連絡先(電話番号等)   [ O ] その他住民票関係情報 ・業務関係情報   [ O ] 明並方税関係情報 [ O ] 健康・医療関係情報   [ O ] 医療保険関係情報 [ O ] 児童福祉・子育て関係情報 [ O ] 障害者福祉関係情報   [ O ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ O ] 介護・高齢者福祉関係情報   [ O ] を活保護・社会福祉関係情報 [ O ] 年金関係情報 [ O ] 学校・教育関係情報   [ I ] 雇用・労働関係情報 [ O ] 年金関係情報 [ O ] 学校・教育関係情報
	その妥当性	番号法により業務主管部署が他機関に情報照会依頼をする際に、区民情報系基盤システムが仲介と なって送信するため。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月1日
⑥事務担当部署		企画経営部情報政策課

3. 特定個人情報の入手・		報の入手・	使用
			[ ]本人又は本人の代理人
			[  ]評価実施機関内の他部署  (     )
<b>①1</b> ≠=	w		[O]行政機関·独立行政法人等 (
①入手元	**		[O]地方公共団体·地方独立行政法人 ( )
			[ ]民間事業者 ( )
			[ ]その他 ( )
			[ ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ
②入手方	::±		[ ]電子メール [ ]専用線 [ ]庁内連携システム
②八十刀	/A		[ 〇 ] 情報提供ネットワークシステム
			[ ]その他 ( )
③入手の	時期∙⋼	預度	番号法に基づき各業務主管部署が他機関へ行った情報照会により、他機関から情報が提供される都度
④入手に	係る妥	当性	番号法第19条第7項で定められた内容に基づき他機関から提供された情報であるため。
⑤本人へ	の明示		本特定個人情報ファイルの入手の根拠・使用目的に関する規定については、各業務主管課において担保されている。
⑥使用目	的 ※		番号法によって定められた情報項目の提供を他機関から提供をうけるため
	変更0	O妥当性	_
		使用部署 ※	企画経営部情報政策課
⑦使用の	主体	使用者数	<選択肢>
			・情報照会に基づき、他機関より情報提供ネットワーク(コアシステム)より大田区の中間サーバーに情報提供電文が送信される。
o — .			・中間サーバーは「情報提供ファイル(情報照会結果ファイル)」を作成し、区民情報系基盤システムへ送
⑧使用方	法 ※		信する。  ・区民情報系基盤システムは、「情報提供ファイル(情報照会結果ファイル)」を提供情報管理DBへ格納
			し、統合宛名番号ファイルを用いて統合宛名番号を宛名番号に変換し、照会元の業務システムに送付する。
情報の突合 ※		) 突合 ※	統合宛名番号を宛名番号に変換するため、対象者本人同一性の担保を統合宛名番号ファイルを用いて 実施する。
	情報 <i>0</i> ※	O統計分析	統計分析は実施しない。
		益に影響を る決定 ※	コアシステム及び情報提供側の他機関で実施されるため、該当なし。
⑨使用開始日			平成27年10月1日

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[ 委託する ] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない	
		( 3)件	
委託事項1		システム保守作業委託	
①委言		区民情報系基盤システム及び中間サーバー副本DBの保守作業の委託	
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)	
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。	
③委言	<b>毛先における取扱者数</b>	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>10人以上50人未満</li><li>1)10人未満</li><li>2)10人以上50人未満</li><li>3)50人以上100人未満</li><li>4)100人以上500人未満</li><li>5)500人以上1,000人未満</li><li>6)1,000人以上</li></ul>	
	モ先への特定個人情報 ルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ 」フラッシュメモ [ ] 紙 [ 〇 ] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない )	
<b>⑤委</b> 詞	<b>毛先名の確認方法</b>	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
<b>⑥委</b> 詞	<b></b>	株式会社NTTデータ東北	
再	⑦再委託の有無 ※	く選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない	
委託	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する	
	⑨再委託事項	設計・プログラミング等の業務サポート	
委託	事項2	システム運用作業委託	
①委訂	托内容	区民情報系基盤システムの運用作業の委託	
	及いを委託する特定個 プァイルの範囲		
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)	
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。	
③委託先における取扱者数		<選択肢>	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ 〇 ] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない )	

⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する
	⑨再委託事項	システムオペレーション等の業務サポート
委託	事項3	システム機器保守作業委託
①委詢	托内容	区民情報系基盤システム機器の保守作業の委託
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働 のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ 〇 ] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない )
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電子計算株式会社
市	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	
	9再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[  ]提供を行っている (     )件  [〇]移転を行っている (     1)件	
徒供 移料の有無	[ ] 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲		
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線	
⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙	
	[ ]その他 ( )	
⑦時期·頻度		

移転先1	各業務システム
①法令上の根拠	番号法第9条及び大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年9月30日条例第59号)
②移転先における用途	各業務におけるサービス資格判定、賦課決定等
③移転する情報	各業務で必要とする個人番号を含まない住民情報(住記、税務、国保、介護等)
④移転する情報の対象となる 本人の数	〈選択肢〉 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	5 住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	[〇]庁内連携システム [ ]専用線
<b>○</b>	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法 	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	各業務主管課で保有する情報の更新が発生した都度
6. 特定個人情報の保管	消去
①保管場所 ※	①サーバ等はクラウド(以降、ガバメントクラウドを含む)事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたている事業者、またはISMAPのリストに登録予定の事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ③静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。
期間 ②保管期間	く選択肢> 1)1年未満 2)1年 3)2年 [ 定められていない ] 4)3年 5)4年 6)5年 7)6年以上10年未満 8)10年以上20年未満 9)20年以上 10)定められていない
その妥当性	法令等の定めによる
③消去方法	①特定個人情報の消去は大田区からの操作によって実施される。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際、保守交換したHDDはクラウド事業者が管理するデータセンター内に保管される。また、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③各主務省令で定める期間に基づき消去の時期・方法を定める。
7. 備考	

## Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

## 1. 特定個人情報ファイル名

統合宛名番号ファイル

助に口地 日 ランティル				
2. 基本情報				
vの種類 <u>※</u>	<選択肢>			
なる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上			
なる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)			
その必要性	番号法で定められた事務を遂行するために、情報提供ネットワークシステムを通じて連携する区民または住登外者全員の情報を保有し、それらを常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。			
れる項目	<選択肢>			
主な記録項目 ※	・識別情報			
その妥当性	番号法により他機関との情報連携を行う際に、各業務主管部署で設定している宛名番号と個人番号を 紐付け一意に管理し、番号法における連携業務を安全で確実に実施するため。			
全ての記録項目	別添2を参照。			
始日	平成27年10月1日			
当部署	企画経営部情報政策課			
	情報 の種類 ※ なる本人の数 なる本人の範囲 ※ その必要性 れる項目 その妥当性 全ての記録項目 始日			

3. 特定	個人情	<b>報の入手・</b>	使用
①入手元 ※			[ ]本人又は本人の代理人
			[ 〇 ] 評価実施機関内の他部署 ( 特定個人情報の発生源である業務主管部署 )
			[ ]行政機関・独立行政法人等 ( )
			[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )
			[ ]民間事業者 ( )
			[ ]その他( )
②入手方法			[ ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ
			[ ]電子メール [ ]専用線 [ 🔾 ]庁内連携システム
			[ ]情報提供ネットワークシステム
			[ ]その他 ( )
③入手の時期・頻度		頻度	住民記録システムにより新規に住民登録が行われた、または各業務主管部署により住登外者が新規に 登録された都度
④入手に係る妥当性		·当性	新たに区民となった者及び新たに住登外者となった者について、個人番号・宛名番号・統合宛名番号を統合宛名管理システムの宛名管理DBに正しく確実に登録する必要があるため。
⑤本人への明示			本特定個人情報ファイルの入手の根拠・使用目的に関する規定については、各業務主管課において担保されている。
⑥使用目的 ※			番号法によって定められた他機関との情報連携を安全で確実に実施するため。
	変更の	の妥当性	_
⑦使用の主作		使用部署	企画経営部情報政策課
	主体	使用者数	<選択肢>
⑧使用方法 ※			・住民記録システムまたは住登外者を登録した業務システムから、新規登録者について、宛名番号、個人番号が区民情報系基盤システムに送信される。 ・区民情報系基盤システムは、統合宛名管理機能により「統合宛名番号ファイル」を参照し、当該住民がすでに登録されていないか、個人番号により突合を行い確認する。 ・該当者が存在しない場合、統合宛名番号を新規に付番し、宛名番号、個人番号と紐づけて「統合宛名番号ファイル」に新規に登録する。 ・該当者が存在した場合、当該住民の宛名番号を照会し、同一である場合は既登録者として処理する。宛名番号が異なる場合は、新規の宛名番号のみを追加して登録する。 ・登録後、符号取得処理を行う。 ・個人番号の格納を必要とする各業務システムについては、個人番号の新規登録及び更新時に区民情報系基盤システムから個人番号を移転する。
情報の突合 ※		の突合 ※	対象者本人の同一性の担保を個人番号により突合する。
情報の統計分析 ※ 権利利益に影響を 与え得る決定 ※		の統計分析	統計分析は実施しない。
			各業務主管部署で実施されるため、該当なし。
⑨使用開始日			平成27年10月1日

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[ 委託する ] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない		
		( 3)件		
委託事項1		システム保守作業委託		
①委言		区民情報系基盤システムの保守作業の委託		
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部		
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
	対象となる本人の 範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)		
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。		
③委言	<b>千先における取扱者数</b>	<ul> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>10人以上50人未満</li> <li>3)50人以上100人未満</li> <li>4)100人以上500人未満</li> <li>5)500人以上1,000人未満</li> <li>6)1,000人以上</li> </ul>		
	₹先への特定個人情報 ルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ 」フラッシュメモ [ ] 紙 [ 〇 ] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない )		
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。		
<b>⑥委</b> 詞	<b>托先名</b>	株式会社NTTデータ東北		
再	⑦再委託の有無 ※	く選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない		
委託	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する		
	⑨再委託事項	設計・プログラミング等の業務サポート		
委託	事項2	システム運用作業委託		
①委詢	托内容	区民情報系基盤システムの運用作業の委託		
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> (選択肢> (事定個人情報ファイルの全体 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)		
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。		
③委託先における取扱者数		<選択肢>		
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ 〇 ] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない )		

⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する
	⑨再委託事項	システムオペレーション等の業務サポート
委託	事項3	システム機器保守作業委託
①委詢	托内容	区民情報系基盤システム機器の保守作業の委託
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働 のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ 〇 ] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない )
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電子計算株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・程	移転(委託に伴うものを除く。)
提供・移転の有無	[  ]提供を行っている (     )件  [〇]移転を行っている (     1)件
徒供 移料の有無	[ ] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線
⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
	[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度	

移転先1		個人番号の格納を必要とする庁内業務システム
①法令上の根拠		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月 31日法律第27号)
②移転先における用途		番号法によって定められた対象区民本人の真正性の担保のため。
③移転する情報		個人番号
④移転する情報の対象となる 本人の数		<選択肢>
⑤移転する情報 本人の範囲	の対象となる	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民
		[ O ] 庁内連携システム [ ] 専用線
⑥移転方法		[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
沙移転刀法		[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
		[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度		対象となる区民の新規登録時
6. 特定個人情	青報の保管・	消去
①保管場所 ※		①サーバ等はクラウド(以降、ガバメントクラウドを含む)事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたている事業者、またはISMAPのリストに登録予定の事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ③静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。
②保管期間	期間	く選択肢> 1)1年未満 2)1年 3)2年 [ 定められていない ] 4)3年 5)4年 6)5年 7)6年以上10年未満 8)10年以上20年未満 9)20年以上 10)定められていない
	その妥当性	法令等の定めによる
③消去方法		①特定個人情報の消去は大田区からの操作によって実施される。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際、保守交換したHDDはクラウド事業者が管理するデータセンター内に保管される。また、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③各主務省令で定める期間に基づき消去の時期・方法を定める。
7. 備考		

## Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

⑤保有開始日

⑥事務担当部署

平成27年10月1日

企画経営部情報政策課

#### 1. 特定個人情報ファイル名 統合宛名情報ファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1)システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ Γ 1 システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢> (選択版)1) 1万人未満2) 1万人以上10万人未満3) 10万人以上100万人未満4) 100万人以上1,000万人未満5) 1,000万人以上 ②対象となる本人の数 [ 10万人以上100万人未満 ] 住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象とし ③対象となる本人の範囲 ※ て登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者) 番号法で定められた事務を遂行するために、情報提供ネットワークシステムを通じて連携する区民また その必要性 は住登外者全員の情報を保有し、それらを常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。 <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 Γ 10項日未満 1 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ·識別情報 ] 個人番号 [ ]個人番号対応符号 [ 〇 ] その他識別情報(内部番号) 連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ]連絡先(電話番号等) ] その他住民票関係情報 業務関係情報 主な記録項目 ※ 〕国税関係情報 「」地方税関係情報 「 〕健康・医療関係情報 Γ ] 医療保険関係情報 [ ]児童福祉・子育て関係情報 [ ]障害者福祉関係情報 ]生活保護・社会福祉関係情報 [ ]介護・高齢者福祉関係情報 ]雇用·労働関係情報 [ ]年金関係情報 ] 学校•教育関係情報 ] 災害関係情報 Γ ] その他 ( ) 番号法により、個人番号に関する宛名を管理する際には当該住民の基本4情報(氏名・性別・生年月 その妥当性 日・住所)を保持することとなっているため。 全ての記録項目 別添2を参照。

3. 特定	3. 特定個人情報の入手・使用		
			[ ]本人又は本人の代理人
			[〇]評価実施機関内の他部署 (
			[ ]行政機関・独立行政法人等 ( )
①入手元	: ×:		[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )
			[ ]民間事業者 ( )
			[ ]その他 ( )
			[ ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ
②入手方	-:+		[ ]電子メール [ ]専用線 [ 〇]庁内連携システム
(2)人于方	法		[ ]情報提供ネットワークシステム
			[ ]その他 ( )
③入手の	)時期・	頻度	住民記録システム及び各業務主管部署において、新規に住民登録及び住登外者の登録が行われる都 度
④入手に	係る妥	当性	新たに区民となった者及び新たに住登外者となった者について、基本4情報等を区民情報系基盤システムの宛名管理DBに正しく確実に登録する必要があるため。
⑤本人へ	の明示	ŧ	本特定個人情報ファイルの入手の根拠・使用目的に関する規定については、各業務主管課において担保されている。
⑥使用目	的 ※		番号法によって定められた他機関との情報連携を安全で確実に実施するため。
	変更の	の妥当性	_
	•	使用部署	企画経営部情報政策課
⑦使用の	主体	使用者数	<選択肢>
⑧使用方法 ※			・住民記録システムまたは住登外者を登録した業務システムから、新規登録者または異動者の宛名番号・個人番号に付して、最新の基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)が送信される。 ・区民情報系基盤システムは、統合宛名管理機能により、付番した統合宛名番号をもとに「統合宛名情報ファイル」を参照し、同一住民の基本4情報がすでに登録されていないか確認する。 ・該当者が存在しない場合、統合宛名番号とともに基本4情報等を「「統合宛名情報ファイル」に新規に登録する。 ・該当者が存在した場合、当該住民の基本4情報を最新情報に更新する。
情報の突合 ※		の突合 ※	取り扱う特定個人情報は発生源となる業務主管部署のみから入手する。情報項目間の本人の情報であるという同一性の担保は統合宛名番号ファイル(統合宛名番号・個人番号・宛名番号等)により行う。
	情報( ※	の統計分析	統計分析は実施しない。
		利益に影響を 身る決定 ※	各業務主管部署で実施されるため、該当なし。
9使用開始日			平成27年10月1日

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[ 委託する ] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない		
		( 3)件		
委託事項1		システム保守作業委託		
①委言		区民情報系基盤システムの保守作業の委託		
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部		
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
	対象となる本人の 範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)		
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。		
③委言	<b>千先における取扱者数</b>	<ul> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>10人以上50人未満</li> <li>3)50人以上100人未満</li> <li>4)100人以上500人未満</li> <li>5)500人以上1,000人未満</li> <li>6)1,000人以上</li> </ul>		
	₹先への特定個人情報 ルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ 」フラッシュメモ [ ] 紙 [ 〇 ] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない )		
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。		
<b>⑥委</b> 詞	<b>托先名</b>	株式会社NTTデータ東北		
再	⑦再委託の有無 ※	く選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない		
委託	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する		
	⑨再委託事項	設計・プログラミング等の業務サポート		
委託	事項2	システム運用作業委託		
①委詢	托内容	区民情報系基盤システムの運用作業の委託		
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> (選択肢> (選択肢> (事定個人情報ファイルの全体 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)		
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。		
③委託先における取扱者数		<選択肢>		
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ 〇 ] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない )		

⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する
	⑨再委託事項	システムオペレーション等の業務サポート
委託	事項3	システム機器保守作業委託
①委詢	托内容	区民情報系基盤システム機器の保守作業の委託
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働 のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ 〇 ] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない )
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電子計算株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	[ ]提供を行っている ( )件 [ ]移転を行っている ( )件		
徒供 物料の有無	[ 〇 ] 行っていない		
提供先1			
①法令上の根拠			
②提供先における用途			
③提供する情報			
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲			
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線		
⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙		
	[ ]その他 ( )		
⑦時期·頻度			

移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報	ł	
④移転する情報の対象となる 本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報 本人の範囲	の対象となる	
		[ ]庁内連携システム [ ]専用線
6 移転方法		[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
○19#47J7五		[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
		[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度		
6. 特定個人情	青報の保管・済	肖去
①保管場所 ※		①サーバ等はクラウド(以降、ガバメントクラウドを含む)事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたている事業者、またはISMAPのリストに登録予定の事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ③静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。
②保管期間	期間	く選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 [ 定められていない ] 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	法令等の定めによる
③消去方法		①特定個人情報の消去は大田区からの操作によって実施される。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際、保守交換したHDDはクラウド事業者が管理するデータセンター内に保管される。また、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③各主務省令で定める期間に基づき消去の時期・方法を定める。
7. 備考		

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 1. 特定個人情報ファイル名

符号管理ファイル

2. 基本	情報	
①ファイルの種類 ※		く選択肢> [ システム用ファイル ] 1)システム用ファイル [ システム用ファイル ] 2)その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象と	なる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象と	なる本人の範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その必要性	番号法で定められた事務を遂行するために、情報提供ネットワークシステムを通じて連携する区民または住登外者全員の情報を保有し、それらを常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録さ	れる項目	<選択肢>
	主な記録項目 ※	<ul> <li>・識別情報         [〇]個人番号</li></ul>
	その妥当性	番号法により、他機関との情報連携に際しては個人番号は使用せず、符号を使用する定めとなっているため、符号取得のための情報が必要となる。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月1日
⑥事務担当部署		企画経営部情報政策課

3. 特定個人情報の入手・使用			
			[ ]本人又は本人の代理人
			[ ]評価実施機関内の他部署 ( )
①入手元	**		[O]行政機関·独立行政法人等 ( )
リハテル	· 📉		[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )
			[ ]民間事業者 ( )
			[ ]その他( )
			[ ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ
②入手方	法		[ ] 電子メール [ ] 専用線 [ O ] 庁内連携システム
			【 ○ 】情報提供ネットワークシステム
			[ ] その他 ( ) ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
③入手の	時期・	頻度	住民記録システムにより新規に住民登録が行われた、または各業務主管部署により住登外者が新規に登録された都度
④入手に	係る妥	当性	新たに区民となった者及び新たに住登外者となった者について、それぞれに対し符号を発行し管理する 必要があり、発行された符号は情報提供ネットワークからのみ入手可能であるため。
⑤本人へ	の明示	₹	本特定個人情報ファイルの入手の根拠・使用目的に関する規定については、各業務主管課において担保されている。
⑥使用目	的 ※		番号法によって定められた他機関との情報連携の際に、符号の発行及び発行された符号の管理を安全で確実に実施するため。
	変更の	の妥当性	_
		使用部署	企画経営部情報政策課
⑦使用の	主体	使用者数	<選択肢> [ 10人以上50人未満 ] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満
⑧使用方法 ※			・区民情報系基盤システムは、統合宛名番号を中間サーバーに送信する。 ・中間サーバーは情報提供ネットワーク(インターフェースシステム)(国のシステム)に「処理通番(中間サーバー受付番号)」を要求する。 ・情報提供ネットワーク(インターフェースシステム)は処理通番(中間サーバー受付番号)を発行し、中間サーバーに送信する。 ・中間サーバーは、処理通番(中間サーバー受付番号)と統合宛名番号を紐付け、区民情報系基盤システムに送信する。 ・区民情報系基盤システムは、処理通番(中間サーバー受付番号)と個人番号を住民記録システムを介して住民基本台帳ネットワークに送信する。 ・住民基本台帳ネットワークは、個人番号と紐づく住民票コードを確認し、情報提供ネットワーク(コアシステム)(国のシステム)に送信する。 ・情報提供ネットワーク(コアシステム)は、住民票コードから変換した符号を発行し、中間サーバーに送信する。 ・中間サーバーは、処理通番(中間サーバー受付番号)と符号と統合宛名番号を突合し、同一であれば符号を格納する。 ・中間サーバーは、符号格納処理が終了した通知を区民情報系基盤システムに送信し、処理通番(中間サーバー受付番号)を削除する。
	情報の	の突合 ※	対象者本人の同一性は個人番号及び統合宛名番号の突合により担保する。
情報の <b>総</b> ※		の統計分析	統計分析は実施しない。
			番号法等の法令の目的及び定めにより、他機関との情報連携を安全に確実に行うため、符号の取得は必須事項である。
9使用開始日			平成27年10月1日

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[ 委託する ] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない	
		( 3)件	
委託事項1		システム保守作業委託	
①委言		区民情報系基盤システム及び中間サーバー副本DBの保守作業の委託	
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)	
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。	
③委言	<b>毛先における取扱者数</b>	<ul> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>10人以上50人未満</li> <li>3)50人以上100人未満</li> <li>4)100人以上500人未満</li> <li>5)500人以上1,000人未満</li> <li>6)1,000人以上</li> </ul>	
	モ先への特定個人情報 ルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ 」フラッシュメモ [ ] 紙 [ 〇 ] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない )	
<b>⑤委</b> 詞	<b>毛先名の確認方法</b>	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	
<b>⑥委</b> 詞	<b></b>	株式会社NTTデータ東北	
再	⑦再委託の有無 ※	く選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない	
委託	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する	
	⑨再委託事項	設計・プログラミング等の業務サポート	
委託	事項2	システム運用作業委託	
①委訂	托内容	区民情報系基盤システムの運用作業の委託	
	及いを委託する特定個 プァイルの範囲		
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)	
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。	
③委託先における取扱者数		<選択肢>	
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ 〇 ] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない )	

⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する
	⑨再委託事項	システムオペレーション等の業務サポート
委託	事項3	システム機器保守作業委託
①委詢	托内容	区民情報系基盤システム機器の保守作業の委託
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及び各業務システムにおいてサービス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住登外者)
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働 のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ 〇 ] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない )
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電子計算株式会社
市	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[ ]提供を行っている ( )件 [ ]移転を行っている ( )件	
提供·特斯·伊斯	[ 〇 ] 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲		
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線	
⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙	
	[ ] その他 ( )	
⑦時期·頻度		

移転先1		
①法令上の根拠		
②移転先における用途		
③移転する情報		
④移転する情報の対象となる 本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報 本人の範囲	の対象となる	5/ 1,000/3/1/XI
		[  ]庁内連携システム       [  ]専用線
<b>◎16</b> ±-+\+		[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
⑥移転方法 		[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙
		[ ]その他 ( )
⑦時期·頻度		
6. 特定個人情	報の保管・	肖去
①保管場所 ※		①サーバ等はクラウド(以降、ガバメントクラウドを含む)事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたている事業者、またはISMAPのリストに登録予定の事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ③静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。
②保管期間	期間	く選択肢> 1)1年未満 2)1年 3)2年 1)3年 5)4年 6)5年 [ 定められていない ] 7)6年以上10年未満 8)10年以上20年未満 9)20年以上 10)定められていない
	その妥当性	法令等の定めによる
③消去方法		①特定個人情報の消去は大田区からの操作によって実施される。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際、保守交換したHDDはクラウド事業者が管理するデータセンター内に保管される。また、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③各主務省令で定める期間に基づき消去の時期・方法を定める。
7. 備考		

## Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

⑥事務担当部署

企画経営部情報政策課

#### 1. 特定個人情報ファイル名 庁内連携ファイル 2. 基本情報 <選択肢> 1)システム用ファイル ①ファイルの種類 ※ Γ 1 システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) <選択肢> へ選択版グ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ②対象となる本人の数 [ 10万人以上100万人未満 ] ③対象となる本人の範囲 ※ 住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民 各業務主管課において必要な区民の情報を各業務システムに連携するため、区民の情報を保有し、そ その必要性 れらを常に正確に管理・提供する必要があるため。 <選択肢> 1)10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 ④記録される項目 100項目以上 1 Γ 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 ·識別情報 ] 個人番号 [ ]個人番号対応符号 [ 〇 ] その他識別情報(内部番号) 連絡先等情報 [○]4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ ]連絡先(電話番号等) [ 〇 ] その他住民票関係情報 ·業務関係情報 主な記録項目 ※ [ ]国税関係情報 「 **〇** ] 地方税関係情報 「O]健康·医療関係情報 [〇]医療保険関係情報 [ 〇 ] 児童福祉・子育て関係情報 [ 〇 ] 障害者福祉関係情報 [〇]生活保護・社会福祉関係情報 [O]介護·高齢者福祉関係情報 ]雇用·労働関係情報 [〇]年金関係情報 [ ]学校·教育関係情報 ] 災害関係情報 Γ ] その他 ( ) 各業務に必要な区民の個人番号を含まない情報項目を庁内業務システムへ庁内連携(移転)し、業務 その妥当性 の正確性を担保する必要がある。 全ての記録項目 別添2を参照。 平成27年10月1日 ⑤保有開始日

3. 特定個人情報の入手・使用			
	- 14	[ ]本人又は本人の代理人	
		[ 〇 ] 評価実施機関内の他部署 ( 住民情報の発生源である業務主管部署 )	
(A)		[ ]行政機関・独立行政法人等 ( )	
①入手元	: ·×		[ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( )
			[ ]民間事業者 ( )
			[ ]その他 ( )
			[ ]紙 [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ]フラッシュメモリ
②入手方	-:±		[ ]電子メール [ ]専用線 [ 〇]庁内連携システム
	I Æ		[ ]情報提供ネットワークシステム
			[ ]その他 ( )
③入手の	)時期・場	預度	各業務主管部署において、住民情報の更新が発生する都度
④入手に	係る妥	当性	各業務主管課で保有する情報の更新が発生した際に、当該情報を必要とする業務システムに最新で正確な住民情報を提供し、業務の正確性を担保する必要があるため。
⑤本人へ	の明示	;	本ファイルの入手の根拠・使用目的に関する規定については、各業務主管課において担保されている。
⑥使用目的 ※			各業務主管課で保有する情報の更新が発生した際に、当該情報を必要とする業務システムに最新で正確な住民情報を提供する。
	変更0	O妥当性	_
		使用部署 ※	企画経営部情報政策課
⑦使用の	主体	使用者数	<選択肢>
			・各業務主管部署により妥当性を保証された個人番号を含まない住民情報について、更新が発生した 都度庁内連携により取得し、区民情報系基盤システムの区民情報DBに庁内連携ファイルとして格納する。
⑧使用方	ī法 ※		。 ・格納した庁内連携ファイルについて庁内ネットワークを介して情報を必要とする各業務システムへ連携 する。
			・各業務システムは取得した連携ファイルを自システムのフォーマット等に変換し、情報の更新を行う。 ・情報連携を必要とせず参照のみが必要な業務については、区民情報系基盤システムの情報参照機能により、定められた利用権限に応じて参照端末上に庁内連携ファイルを画面表示する。
情報の突合 ※		)突合 ※	取り扱う住民情報は発生源となる業務主管部署のみから入手する。情報項目間の本人の情報であるという同一性の担保は宛名番号のみで行う。
	情報 <i>0</i> ※	O統計分析	統計分析は実施しない。
		刊益に影響を る決定 ※	各業務主管部署で実施されるため、該当なし。
⑨使用開始日			平成27年10月1日

4. 特	4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[ 委託する ] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない ( 3)件		
委託事項1		システム保守作業委託		
①委語		区民情報系基盤システムの保守作業の委託		
	ひいを委託する特定個 ファイルの範囲	<選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
	対象となる本人の 範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民		
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。		
③委詰	<b>モ先における取扱者数</b>	<選択肢> (選択肢> 1) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上		
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] Jフラッシュメモ [ ] 紙 [ O ] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない )		
⑤委言	氏先名の確認方法	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。		
<b>⑥委</b> 記	<b>托先名</b>	株式会社NTTデータ東北		
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない		
再委託	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する		
	⑨再委託事項	設計・プログラミング等の業務サポート		
委託	事項2	システム運用作業委託		
①委詞	托内容	区民情報系基盤システムの運用作業の委託		
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		                   		
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
	対象となる本人の 範囲 ※	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民		
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。		
③委託先における取扱者数		<選択肢>		
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ 〇 ] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない )		

⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
委託	⑧再委託の許諾方法	受託者による再委託先の名称、住所及び再委託業務内容等を記載した書面を受諾する
	⑨再委託事項	システムオペレーション等の業務サポート
委託	事項3	システム機器保守作業委託
①委詢	托内容	区民情報系基盤システム機器の保守作業の委託
	及いを委託する特定個 はファイルの範囲	<選択肢> 「特定個人情報ファイルの全体」 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民
	その妥当性	本ファイルに登録された個人や個人に関する情報を安全に管理するため、またシステムの安定した稼働のため、専門的な知識を有する民間事業者による取扱が必要なため。
③委託先における取扱者数		<選択肢>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ 〇 ] その他 (機器内に閉じた範囲での作業のため特定個人情報ファイルは提供しない )
⑤委託先名の確認方法		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例第51号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。
⑥委託先名		日本電子計算株式会社
田	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[  ]提供を行っている (     )件  [〇]移転を行っている (     1)件	
徒供 移料の有無	[ ] 行っていない	
提供先1		
①法令上の根拠		
②提供先における用途		
③提供する情報		
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [ 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲		
	[ ]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線	
⑥提供方法	[ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙	
	[ ]その他 ( )	
⑦時期·頻度		

移転先1		各業務システム
①法令上の根拠		番号法第9条及び大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例 (平成27年9月30日条例第59号)
②移転先における用途		各業務におけるサービス資格判定、賦課決定等
③移転する情報		各業務で必要とする個人番号を含まない住民情報(住記、税務、国保、介護等)
④移転する情報の対象となる 本人の数		<選択肢>
⑤移転する情報 本人の範囲	の対象となる	住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民
		[〇]庁内連携システム [ ]専用線
⑥移転方法		[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
○竹夕寺ムノブ /ム		[ ] フラッシュメモリ [ ]紙
		[ ]その他 ( )
⑦時期•頻度		各業務主管課で保有する情報の更新が発生した都度
6. 特定個人情	青報の保管・	消去
①保管場所 ※		①サーバ等はクラウド(以降、ガバメントクラウドを含む)事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたている事業者、またはISMAPのリストに登録予定の事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ③静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。
②保管期間	期間	く選択肢> 1)1年未満 2)1年 3)2年 [ 定められていない ] 4)3年 5)4年 6)5年 [ 定められていない ] 7)6年以上10年未満 8)10年以上20年未満 9)20年以上 10)定められていない
	その妥当性	法令等の定めによる
③消去方法		①特定個人情報の消去は大田区からの操作によって実施される。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際、保守交換したHDDはクラウド事業者が管理するデータセンター内に保管される。また、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③各主務省令で定める期間に基づき消去の時期・方法を定める。
7. 備考		

#### (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

#### 1 提供情報ファイル

#### 【業務として用いるもの】

『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)』の「別表 2」に定める情報及びデータレイアウトの全項目(提供者が市区町村長とされているものに限る)ならびに附則第6条に定める区民また は住登外者の利益になると認められる情報(情報提供ネットワークシステムを通じたお知らせ情報)

#### 【業務記録として登録するもの】

- ・通番・履歴番号・更新年月日・最終更新年月日・送信年月日・送信元所属コード・処理状態
- 2 情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル)

#### 【業務として用いるもの】

・宛名番号・統合宛名番号・符号・情報照会者機関コード・情報提供者機関コード・事務コード・事務手続コード・特定個人情報名コード・情報照会許可依頼受信日時・処理通番(中間サーバー受付番号)

#### 【業務記録として登録するもの】

- ・通番・発行年月日・発行番号・発行者ID・発行所属コード・受信年月日・送信年月日・送信元所属コード・処理状態
- 3 情報提供ファイル(情報照会結果ファイル)

#### 【業務として用いるもの】

・統合宛名番号・符号・宛名番号・情報照会者・情報提供者・事務コード・特定個人情報コード・提供情報・処理通番(中間サーバー受付番号)

#### 【業務記録として登録するもの】

- ・通番・照会発行年月日・発行番号・発行者ID・発行所属コード・受信年月日・送信年月日・送信元所属コード・処理状態
- 4 統合宛名番号ファイル

#### 【業務として用いるもの】

•個人番号•統合宛名番号•宛名番号

#### 【業務記録として登録するもの】

- ・通番・履歴番号・更新年月日・最終更新年月日・受信年月日・送信元所属コード
- 5 統合宛名情報ファイル

#### 【業務として用いるもの】

·統合宛名番号·宛名番号·氏名·住所·生年月日·性別

#### 【業務記録として登録するもの】

- ・通番・履歴番号・更新年月日・最終更新年月日・受信年月日・送信元所属コード
- 6 符号管理ファイル

#### 【業務として用いるもの】

·個人番号·統合宛名番号·宛名番号·処理通番·符号

#### 【業務記録として登録するもの】

•通番•処理通番発行依頼年月日•符号発行依頼年月日•最終更新年月日•処理状態

#### 7 庁内連携ファイル

#### 【業務として用いるもの】

#### 個人番号を含まない以下に分類される住民情報

- ·住民票関係情報·地方税関係情報·健康医療関係情報·医療保険関係情報·児童福祉子育て関係情報
- ·障害者福祉関係情報·生活福祉社会福祉関係情報·介護高齢者福祉関係情報·年金関係情報

#### 【業務記録として登録するもの】

·通番·履歴番号·更新年月日·最終更新年月日·送信年月日·送信元所属コード·処理状態

## 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク19を除く。)

#### 1. 特定個人情報ファイル名

【区民情報系基盤システム】

- 1.提供情報ファイル
- 2.情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル) 3.情報提供ファイル(情報照会結果ファイル) 4.統合宛名番号ファイル
- 5.統合宛名情報ファイル
- 6.庁内連携ファイル

### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	データ連携において、必要なデータ項目以外の連携を制限し対象者以外の特定個人情報を保有しない ようにしている。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	データ連携において、必要なデータ項目以外の連携を制限し不要な情報を保有しないようにしている。	
その他の措置の内容	なし	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク2: 不適切な方法で入	手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	庁内で稼働するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。 端末からのアクセスは、区民情報系基盤システム内にある通信機器やファイアウォールにて通信を制御 し暗号化している。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情	青報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置 の内容	本人からの特定個人情報の入手が無いため対象外	
個人番号の真正性確認の措 置の内容	本人からの特定個人情報の入手が無いため対象外	
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	①職員等が業務上必要のない情報の作成をすることを禁止している。 ②情報を作成する者は、情報の作成時に大田区で定められている、情報資産レベル・機密性・完全性・可用性による情報資産の分類に基づき、実施手順に当該情報の分類と取扱制限を定めている。 ③区民情報系基盤システムのユーザは、区民情報系基盤システムに連携されたデータやファイルに直接アクセス権を持たせない仕様としている。 ④不正なデータを連携したことによって区民情報系基盤システムが停止した場合、システム管理者が不正データを除去又は修正する機能を設けている。 ⑤特定個人情報の区民情報系基盤システム内でのデータは、連携の連番チェックを行い常に最新を担保している。	
その他の措置の内容	なし	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	①情報を作成する者は、紛失や流出等の防止や情報の作成途中で不要になった場合の当該情報の消去を義務付けている。 ②情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机上に放置しない等、情報資産の分類に応じた常時の適切な取扱を定めている。 ③庁内で稼働するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。端末からのアクセスは、区民情報系基盤システム内にある通信機器やファイアウォールにて通信を制御し暗号化している。 ④区民情報系基盤システムのユーザは、区民情報系基盤システムに連携されたデータやファイルに直接アクセス権を持たせない仕様としている。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
なし		

3. 特	3. 特定個人情報の使用		
リスク	リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置 の内容		①人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除し、利用されていないIDが放置されないよう、定期的に点検している。 ②庁内で稼働するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。また、データ連携機能要件を定め目的を超えたアクセスを防止している。	
事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容		対象とするシステムは事務で使用するその他システムに該当しないため対象外	
そのイ	也の措置の内容	なし	
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
リスク	2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユー・	<b>デ認証の管理</b>	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	具体的な管理方法	①ユーザ認証は、生体登録等によって行い、ユーザー認証情報の管理について、以下のルールを設けて適正に管理している。 〈生体認証〉 生体認証でログインした際、操作者が離席した時に自動で端末画面がロックされ操作できなくなる機能等を設ける。 〈ID〉 自己が利用しているIDは、他者に知られないように管理し、他人に利用させてはならない。また、他人のIDを利用してはならない。 〈パスワード〉 パスワード〉 パスワードは、他者に知られないように管理しなければならない。 パスワードは、他者に知られないように管理しなければならない。 シパスワードは十分な長さとし、文字列は第三者が類推することが困難なものにしなければならない。 等2システムにユーザ管理機能を設けている。 ③生体登録情報の認証結果を利用してシステム認証を行う機能(シングルサインオン連携)を設けている。	
アクt 管理	 	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	具体的な管理方法	①アクセス権限の発効・失効の管理として、ユーザ登録及び抹消等の手続を定めており、人事異動の発 令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要 こなったユーザIDは、速やかに削除する手順を設けている。 ②随時のアクセス権設定リクエストに対し、権限の付与・削除を行う機能を設けている。	
アクセ	ス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
	具体的な管理方法	①人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除し、利用されていないIDが放置されないよう、定期的に点検している。②システム担当課職員への特権IDの付与状況を一元管理し、定期的にその状況を点検している。③管理者権限等の特権を付与されたIDを利用する者を必要最小限にし、当該IDのパスワードの漏えい等が発生しないよう、当該ID及びパスワードを厳重に管理する。 ④外部からの不正アクセス、なりすましや庁内からの不正アクセスを考慮し、アクセス権限の一覧を作成し、一覧に基づきアクセス制御等の対策を行っている。 ⑤システムへのログインを含めアクセスログを取得する機能を設けている。(取得したアクセスログは証跡が追える形式で保存する。)	

特定個	国人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない
	具体的な方法	①アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、保管することを定めている。また、取得したアクセス記録等が詐取、改ざん、誤消去等されないように必要な措置を講じている。 ②サーバー側のシステム管理者を含めアクセスログを出力する機能を設けている。
その他	の措置の内容	なし
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク	3: 従業者が事務外で	使用するリスク
リスクに対する措置の内容		①業務上予め定められた目的以外の情報資産を使用することを禁止とするルールを定めている。 ②利用を許可されていない情報の使用を禁止とするルールを定めている。 ③情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机上に放置しない等、常に適切な取扱を行うこととするとするルールを定めている。 ④庁内で稼働するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。また、データ連携機能要件を定め目的を超えたアクセスを防止している。 ⑤サーバー側のシステム管理者を含めアクセスログを出力する機能を設けている。
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク	4:特定個人情報ファイ	(ルが不正に複製されるリスク
リスク	に対する措置の内容	①業務上必要の無い情報の作成を禁止するルールを定めている。 ②外部記憶媒体にコピーする必要がある場合、外部記憶媒体利用管理簿で管理するルールを定めている。 ③庁内で稼働するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。また、データ連携機能要件を定め目的を超えたアクセスを防止している。 ④サーバー側のシステム管理者を含めアクセスログを出力する機能を設けている。
	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個	国人情報の使用における	その他のリスク及びそのリスクに対する措置

4. 特	定個人情報ファイルの	の取扱いの	委託				[ ]委託しない	
委託 委託 委託	たによる特定個人情報の たによる特定個人情報の たによる特定個人情報の ど約終了後の不正な使用 そに関するリスク	)不正な提供 )保管・消去に	に関するリスク	らリスク				
情報保護管理体制の確認		ている。 ②システム) ルールを設 等の内容を ③委託先年 ④システム るか確認しないる。	運用・保守の外部引けている。 、保守委託契約書 、保守委託契約書 、業者全般について 保守事業者が作業 ている。サーバ室等	を託先に、 に明記して、定期会認 で使用する	情報セキュリティダンドのる。 議等で履行状況をあ機器など事前には空管理を行っている。 ント発生時やその	対策に関する管理 確認している。 申請を受け、その る。作業で使用	期的に確認するルールを 理状況を定期的に報告さ の通りのものを持ち込ん した資料の返却など確認 場合、速やかに報告する。	させる でい 忍して
	国人情報ファイルの閲覧 新者の制限	[	制限している	]	<選択肢> 1)制限している	2	2)制限していない	
	具体的な制限方法	O	対するアクセス権原ユーザIDに対する		限の付与・削除・		_	
特定値いの記	国人情報ファイルの取扱  録		3録を残している	]	<選択肢> 1)記録を残して	いる 2	2) 記録を残していない	
	具体的な方法	設定変更等 定めている。 ②庁内で稼 環境」と各々 的を超えた	の記録簿による管 。 働するシステムの2	理やシステ ネットワーク 域と通信で いる。	テムログ等により、 クを「区民情報系引 をできないようにし アクセスログを出力	作業内容、作業 孫」「内部情報 ている。また、テ	りに実施した作業は、シス 者名等を記録するルー。 系事務」「インターネット データ連携機能要件を定め けている。	ルを 接続
特定值	固人情報の提供ルール	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2	2) 定めていない	
	委託先から他者への 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法 委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	安託契約書	により、知りえた情 による外部への持 理などを定めている	出しの禁」			ている。 	
特定個	固人情報の消去ルール	[	定めている	]	<選択肢> 1)定めている	2	2) 定めていない	
	ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	委託契約書	により提供資料の	返還の義		了後の情報の消	4去等を定めている。	
	契約書中の特定個人情イルの取扱いに関する	[	定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2	2) 定めていない	
	規定の内容	委託契約書 定めている		以外の目的		製等の禁止や、	施設設備の適正な管理な	ょどを
	そ先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	[ +	-分に行っている	]	く選択肢> 1) 特に力を入れ 3) 十分に行って	て行っている 2 いない	2) 十分に行っている 4) 再委託していない	
	具体的な方法	①再委託先 ②再委託前	により、以下の様な の履行について委 の事前承認の義務 との同一管理要件	託元の責 S	務	る ど。		
その他	也の措置の内容	なし						
リスクへの対策は十分か		[	十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れ 3)課題が残され	ている	2) 十分である	
	固人情報ファイルの取扱	いの委託に	おけるその他のリス	ク及びその	のリスクに対する措	置		
<i>†</i> ~I								

5. 特定個人情報の提供	供・移転	(委託や情報提供:	ネットワーク	システム	を通じた提供を除く。)	]	]提供•移転	しない
リスク1: 不正な提供・	移転が行	われるリスク						
特定個人情報の提供・移転 の記録		[  記録を残し	ている	]	<選択肢> 1)記録を残している	2) †	記録を残している	よい
		象ファイル : 「3.情報 ァイル 」	報提供ファイ	(ル(情報	照会結果ファイル)」、	「4.統合宛名番	持号ファイル」「7.月	<b>宁内連携</b>
	1	統合宛名管理機能	能の管理端:	末を使用	する際には、操作ログ	を残すようにし	ている。	
具体的な方法	連	携部分については	は、記録を行	っていな	いが以下の機能により	リ、情報の完全	性を担保している	5.
	環 的 3	はう」と各々分離され 」を超えたアクセスを	t、他の領域 を防止してい	或と通信₹ <b>`</b> る。	クを「区民情報系事務」 をできないようにしてい テム内のデータは、連	る。また、デー	タ連携機能要件を	を定め目
ー 特定個人情報の提供・和 に関するルール		ここ 定めて	いる	]	<選択肢> 1) 定めている	2) :	定めていない	
ルールの内容及ルール遵守の確認法	認方し	ルールを定めてい	る。		を連携は、設計書に記載 対象保護審議会による			は行わな
その他の措置の内容	ti	:L						
リスクへの対策は十分が	か	[ 十分で	ある	]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 3) 課題が残されてし	いる 2) · いる	十分である	
リスク2: 不適切な方法	法で提供・	移転が行われるリ	スク					
リスクに対する措置の内	内容容容容容容容容容容容容容容を表現の	アイル」 )人事異動の発令やいる。 は職等で不要にはがされないよう。 )管理者権限等のもが発生しないよう。 が発生しないよれたが、はないででは、またが、では、ないでは、ないが、では、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、な	や担当するほかない。 なったユート なった知的による で定権を該ID及び ID及でういのです。 ででいるでは、 ででいるでは、 ででいるでは、 でいるでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	戦がIDは がIDは がIDは がIDが がID	クを「区民情報系事務」 をできないようにしてい システム内にある通信	の都度ユーザ 権限の無い、 小限にし、当記 ルールを定め 外部委託事業 」「内部情報系 る。	登録の状況を点はまたは利用権限の または利用権限の 対Dのパスワード ている。 者へ行わせる場 事務」「インターネ	検し、異の異なる の異なる での漏えい 合の監視 マット接続
リスクへの対策は十分が	か	[ 十分で	ある	]	へ選択版/ 1) 特に力を入れてし 3) 課題が残されてし	vる 2)・ vる	十分である	
リスク3: 誤った情報を	を提供・移	転してしまうリスク、	誤った相手	に提供・	移転してしまうリスク			
リスクに対する措置のゆ	フ ① ② 現 端 し に ③	ァイル」 )連携データに誤り )庁内で稼働するシ 環」と各々分離され は、といるのアクセス ロードバランサーに あわせて保持する	があるか、う マテムのネ さ、他の領域 は、区民情: こて暗号化し い仕組みとし	定期的に ットワー・ 或と通信を 報でいる。 、整合性	照会結果ファイル)」「 提供元データと突合チクを「区民情報系事務」 をできないようにしてい システム内にある通信 また、整合性を図る観 チェックを行える仕組 で連携は、設計書に記載	ェックを実施す 」「内部情報系る。 「機器やファイ」 「機器やファイ」 「点から各連携 なを構築してい	「る手順を設けて」 事務」「インターネ アウォールにて通 システムが管理する。	いる。 ペット接続 <b>通信を制</b> 値 する範囲
リスクへの対策は十分が	か	[ 十分で	ある	]	<選択肢> 1) 特に力を入れてし 3) 課題が残されてし	いる 2) · いる	十分である	
特定個人情報の提供・する措置なし		そや情報提供ネット	ワークシス・	テムを通	3) 課題が残されてい	る		スクに

6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[ O ] 接続しない(	入手) [〇]接続しない(提供)			
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[	」 <選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	る 2) 十分である る			
リスク2: 安全が保たれないプ	方法によって入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[	<選択肢>   1)特に力を入れている   3)課題が残されている	る 2) 十分である る			
リスク3: 入手した特定個人情	情報が不正確であるリスク 					
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの					
リスクへの対策は十分か	[	<選択肢>   1)特に力を入れている   3)課題が残されている	る 2) 十分である 3			
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	Г	<選択肢>   1)特に力を入れている   3)課題が残されている	る 2) 十分である る			
リスク5: 不正な提供が行われ	れるリスク					
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステムとの					
リスクへの対策は十分か	Г	(選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	る 2) 十分である る			
リスク6: 不適切な方法で提供	供されるリスク					
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[	<選択肢>   1)特に力を入れている   3)課題が残されている	る 2) 十分である			
リスク7: 誤った情報を提供し	でしまうリスク、誤った相手に提供し	してしまうリスク				
リスクに対する措置の内容						
リスクへの対策は十分か	[	<選択肢>   1)特に力を入れている   3)課題が残されている	る 2) 十分である る			
情報提供ネットワークシステム	との接続に伴うその他のリスク及び	「そのリスクに対する措置				
なし						

7. 特定個人情報の保管・	消去
リスク1: 特定個人情報の漏	
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない - <選択肢> - <選択肢> - 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない - 4)政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職 員への周知	大学   大学   大学   大学   大学   大学   大学   大学
<b>⑤物理的対策</b>	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な対策の内容	政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されているクラウド事業者、またはISMAPのリストに登録予定のクラウド(以降、ガバメントクラウドを含む)事業者から調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築する前提として、評価対象事務に係るシステムの設置場所において、次の物理的対策を設けている。・地震等の振動対策のための、床への固定等・盗難対策のための、固定や施錠等・停電時における安全な停止対策のための、無停電電源装置の設置・ディスク障害等のシステム障害時に備えるための、ディスクの2重化などのデータ冗長化・「生体認証」による入退出の管理・事前に許可されていない装置等を外部に持出できないなどを定め、実施している。
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
具体的な対策の内容	①評価対象事務に係るシステムにおいて、次の様なルールを設けている。 <サーバー等情報システムの対策> ・一般ユーザのパスワードの定期的な変更 ・システム運用保守における作業の記録及び記録の適切な管理 ・ネットワーク構成図、情報システム仕様書の適切な管理 ・接続する端末機器の管理> ・接続する端末機器の変更・廃止 ・接続する端末機器のが沢の定期的な確認 等 〈ネットワークの対策> ・ネットワーク機器のが沢の定期的な確認 等 〈ファークの対策> ・ネットワーク機器のが沢の定期的な確認 等 〈ソフトウェアの管理> ・プリウェアの無断インストール禁止 ・ソフトウェアの衝切な管理 ・定期的なソフトウェア導入状況の点検、およびパッチの適用 等 ②庁内で稼働するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。端末からのアクセスは、区民情報系基盤システム内にある通信機器やファイアウォールにて通信を制御しロードパランサーにて暗号化している。また、整合性を図る領点から各連携システムが管理する範囲にあわせて保持する仕組みとは、整合性生図る組組みを構築している。 ③評価対象事務に係るシステムにおいて、次の技術的対策を講じている。 〈不正プログラム対策ンフトウェアのバターンファイルの最新化 ・不正プログラム対策のソフトウェアの更新 〈不正プログラム対策のソフトウェアの更新 〈不正プログラム対策のソフトウェアの更新 〈不正プログラム対策のソフトウェアの更新 〈不正プログラム対策のアクトウェアの更新 〈不正プログラム対策のアクトウェアの更新 〈不正プログラム対策のアクトウェアの更新 〈不正アウセス対策〉 ・攻撃の記録の保存 ・データを保管するストレージ筐体全体のデータ暗号化 ②クラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ⑤区民情報系基盤システムは、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
8事故発生時手順の筈定・	「 +分に行っている ] 〈選択肢〉

1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない 2) 十分に行っている

68

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[ 発生なし	]		<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし
	その内容	_				
	再発防止策の内容	_				
⑩死者	者の個人番号	[ 保管	している	]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法	①指定端末以外の対策を義務付けて ②漏洩・滅失・毀 「内部情報系事務 る。端末からのア 制御しロードバラ	の情報機器内に こいる。 負リスクに対策と 引「インターネッ クセスは、区民・ ンサーにて暗号	に情報資施 として、庁 ト接続環 情報系基 ・化してい	「内で稼働するシステムのネット 境」と各々分離させ、他の領域 「盤システム内にある通信機器」 「る。	と通信をできないようにしてい
その他	也の措置の内容	なし				
リスク	への対策は十分か	[ 十分	である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク	2: 特定個人情報が古	い情報のまま保管	され続けるリスク	ク		
リスクに対する措置の内容		ている。 また、滅失・毀損 ②区民情報系基間隔を定義し、デ	から確実かつ迅 盤システムへデ 一タ連携を実施 ータはストレージ	速にリカ ータが格 するよう ごで記録	納される項目ごとに、中間サー 設計されている。 する際に世代管理を行い、最新	・ いバックアップを実施している。 ・バーへ当該データを連携する
リスクへの対策は十分か		[ 十分	である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつまで <sup>:</sup>	も存在するリスク	7		
消去	手順 		ている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	手順の内容	磁機や消去ソフト NIST 800-88、ISC いる。 ②区民情報系サー タ消去については	を使用して、又( D/IEC27001等に ーバ機器群上に 、、廃棄サーバー	は破砕す ニ準拠しナ ニ構築さキ ーやディフ	るなど完全に復元できないよう こプロセスにしたがって確実に いているシステムで利用している	データを消去する手順を設けて るサーバー等の廃棄に伴うデー ルを、消磁機や消去ソフトを使
その他の措置の内容		なし				
リスクへの対策は十分か		[ 十分	である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去に		おけるその他のリ	スク及びそのリス	スクに対	する措置	
なし						

## Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1®を除く。)

## 1. 特定個人情報ファイル名

【中間サーバー】 1.提供情報ファイル 2.符号管理ファイル

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク						
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	中間サーバー機器と区民情報系基盤システムとの通信は、ファイアウォールによる通信制御及び LGWANサーバー証明書を用いたSSL通信による暗号化を行っている					
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	①中間サーバー機器と区民情報系基盤システムとの通信は、ファイアウォールによる通信制御及び LGWANサーバー証明書を用いたSSL通信による暗号化を行っている ②特定個人情報を取り扱う利用事務ごとにアクセス制御を行っている					
その他の措置の内容	なし					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク2: 不適切な方法で入事	- 手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	①中間サーバー機器は、他のシステムとは物理的に独立した機器構成をしており、区民情報系基盤システムとの通信は、ファイアウォールによる通信制御及びLGWANサーバー証明書を用いたSSL通信による暗号化を行っている ②特定個人情報を取り扱う利用事務ごとにアクセス制御を行っている					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> ] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク3: 入手した特定個人情						
入手の際の本人確認の措置 の内容	本人からの特定個人情報の入手が無いため対象外					
個人番号の真正性確認の措置の内容	本人からの特定個人情報の入手が無いため対象外					
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	① 中間サーバー機器と区民情報系基盤システムとの通信は、ファイアウォールによる通信制御及びLGWANサーバー証明書を用いたSSL通信による暗号化を行っている②特定個人情報を取り扱う利用事務ごとにアクセス制御を行っている③区民情報系基盤システムから連携された特定個人情報を副本として情報提供データベースへ反映させる機能を持っている④区民情報系基盤システムの持つ正本と中間サーバーが持つ副本の整合性を確認できるよう、副本をファイルとして出力する機能を持っている					
その他の措置の内容	なし					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク						
リスクに対する措置の内容	①中間サーバー機器は、他のシステムとは物理的に独立した機器構成をしており、区民情報系基盤システムとの通信は、ファイアウォールによる通信制御及びLGWANサーバー証明書を用いたSSL通信による暗号化を行っている ②特定個人情報を取り扱う利用事務ごとにアクセス制御を行っている					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置						
なし						

3. 特定個人情報の使用							
リスク1: 目的を超えた紐付け	ナ、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク						
宛名システム等における措置 の内容	権限の無い者がシステムを操作し、目的を超えた紐付け、事務に必要ない情報との紐付けが行われないように、以下の対策を行なっている。 ①人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除し、利用されていないIDが放置されないよう、定期的に点検している。 ②中間サーバー機器と区民情報系基盤システムとの通信は、ファイアウォールによる通信制御及びLGWANサーバー証明書を用いたSSL通信による暗号化を行っている ③特定個人情報を取り扱う利用事務ごとにアクセス制御を行っている						
事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容	対象とするシステムは事務で使用するその他システムに該当しないため対象外						
その他の措置の内容	なし						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> ] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						
リスク2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク						
ューザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない						
具体的な管理方法	①ユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設けて適正に管理している。 <id> ・自己が利用しているIDは、他者に知られないように管理し、他人に利用させてはならない。また、他人のIDを利用してはならない。 &lt;パスワードン ・パスワードは、他者に知られないように管理しなければならない。 ・パスワードは十分な長さとし、文字列は第三者が類推することが困難なものにしなければならない。 等 ②中間サーバーの認証・権限管理機能により、中間サーバーへログインする利用者のアクセス権限の登録、更新、削除等を行っている。</id>						
アクセス権限の発効・失効の 管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない						
具体的な管理方法	①アクセス権限の発効・失効の管理として、ユーザ登録及び抹消等の手続を定めており、人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除する手順を設けている。 ②中間サーバーの認証・権限管理機能により、中間サーバーへログインする利用者のアクセス権限の登録、更新、削除等を行っている。						
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない						
具体的な管理方法	アクセス権限の管理について、以下のルールを設けて適正に管理している。 ①人事異動の発令や担当する職務の変更等があるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、速やかに削除し、利用されていないIDが放置されないよう、定期的に点検している。 ②システム担当課職員への特権IDの付与状況を一元管理し、定期的にその状況を点検している。 ③管理者権限等の特権を付与されたIDを利用する者を必要最小限にし、当該IDのパスワードの漏えい等が発生しないよう、当該ID及びパスワードを厳重に管理する。などの対策を行なっている。 ④中間サーバーの認証・権限管理機能により、中間サーバーへログインする利用者のアクセス権限の登録、更新、削除等を行っている。						
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない						
具体的な方法	①アクセス記録及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、保管することを定めている。また、取得したアクセス記録等が詐取、改ざん、誤消去等されないように必要な措置を講じている。 ②中間サーバーを利用して情報照会及び提供を行った際のアクセス記録を保持し、アクセス記録の検索、抽出、出力等の機能を持っている。						
その他の措置の内容	なし						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている						

リスク3: 従業者が事務外で	吏用するリスク				
プスクに対する措置の内容 (企業者が不正に使用しないように、 ①(1)情報資産を利用する者の業務上予め定められた目的以外の情報資産使用禁止。利用を許可されていない情報の使用禁止。 (2)情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机上に放置しない等、常に適切な取扱を行うこと。などを定めている。 ②中間サーバーを利用して情報照会及び提供を行った際のアクセス記録を保持し、アクセス記録の検索、抽出、出力等の機能を持っている。					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク4: 特定個人情報ファイ	ルが不正に複製されるリスク				
リスクに対する措置の内容	不正に複製されることが無い様に ①業務上必要の無い情報の作成を禁止するルールを定めている。 ②外部記憶媒体にコピーする必要がある場合、外部記憶媒体利用管理簿で管理するルールを定めている。 ③中間サーバー機器は、他のシステムとは物理的に独立した機器構成をしており、区民情報系基盤システムとの通信は、ファイアウォールによる通信制御及びLGWANサーバー証明書を用いたSSL通信による暗号化を行っている ④中間サーバーを利用して情報照会及び提供を行った際のアクセス記録を保持し、アクセス記録の検索、抽出、出力等の機能を持っている。				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
なし					

#### ] 委託しない 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク ①外部委託先において必要なセキュリティ対策が確保されていることを定期的に確認するルールを設け ている。 ②システム運用・保守の外部委託先に、情報セキュリティ対策に関する管理状況を定期的に報告させる ルールを設けている。 等の内容を、保守委託契約書に明記している。 情報保護管理体制の確認 ③委託先事業者全般について、定期会議等で履行状況を確認している。 ④システム保守事業者が作業で使用する機器など事前に申請を受け、その通りのものを持ち込んでい るか確認している。サーバ室等への入退室管理を行っている。作業で使用した資料の返却など確認して いる。 ⑤委託先事業者全般について、インシデント発生時やその予兆があった場合、速やかに報告することを 義務付けている。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの閲覧 ] 制限している 1)制限している 2) 制限していない 者・更新者の制限 ①委託先に対するアクセス権限の発効・失効のルールや手順を設けている。 ②中間サーバーの認証・権限管理機能により、中間サーバーヘログインする利用者のアクセス権限の 具体的な制限方法 登録、更新、削除等を行っている <選択肢> 特定個人情報ファイルの取扱 記録を残している 1 1) 記録を残している 2) 記録を残していない いの記録 ①各システム及び各ネットワークの運用・システム設定変更・保守等のために実施した作業は、システム 設定変更等の記録簿による管理やシステムログ等により、作業内容、作業者名等を記録するルールを 定めている。 ②作業などで必要となるハードディスク等の媒体は区が用意したものを使い、外部へ持ち出せないよう 具体的な方法 に管理している。 ③中間サーバーを利用して情報照会及び提供を行った際のアクセス記録を保持し、アクセス記録の検 索、抽出、出力等の機能を持っている。 特定個人情報の提供ルール 定めている 1) 定めている 2) 定めていない 委託先から他者への 提供に関するルールの 委託契約書により、知りえた情報の秘密の保持、第三者への提供を禁止している。 内容及びルール遵守 の確認方法 委託元と委託先間の <mark>提供に関するルールの</mark>「委託契約書による外部への持出しの禁止を定めている他、保護ケース等による運搬や、暗号化、記録 内容及びルール遵守 簿による管理などを定めている。 の確認方法 <選択肢> 特定個人情報の消去ルール ] 定めている 1) 定めている 2) 定めていない ルールの内容及び 委託契約書により提供資料の返還の義務付けや、契約終了後の情報の消去等を定めている。 ルール遵守の確認方 法 〈選択肢> 委託契約書中の特定個人情 1) 定めている 2) 定めていない 報ファイルの取扱いに関する [ 定めている 1 規定 委託契約書により、受託業務以外の目的外利用、複写複製等の禁止や、施設設備の適正な管理などを 規定の内容 定めている。 <選択肢> 再委託先による特定個人情 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない 報ファイルの適切な取扱いの Γ 十分に行っている ] 4) 再委託していない 確保 委託契約書により、以下の様な適切な取扱いを担保している。 ①再委託先の履行について委託元の責務 具体的な方法 ②再委託前の事前承認の義務 ③再委託先との同一管理要件による契約締結義務 など なし その他の措置の内容 <選択肢> 十分である 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置 なし

5. 特定	【個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワー	ークシスティ	ムを通じた提供を除く。)	し 」提供・移転しない		
リスク1	リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク						
特定個の記録	人情報の提供・移転	[ 記録を残している	]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない		
Щ	具体的な方法	索、抽出、出力等の機能を持	情報照会及 持っている。		ス記録を保持し、アクセス記録の検 して情報提供データベースへ反映さ		
特定個人に関する	人情報の提供・移転	[ 定めている	]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない		
	ルールの内容及び レール遵守の確認方 ち	①区民情報系基盤システム。 以外への提供は行わないル ②業務で個人情報を扱う際(	ールを定め	っている。	ステム設計書に記載のあるシステムが必要である。		
その他の	の措置の内容	なし		7 No. 114 No. 1			
リスクへ	の対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
リスク2	: 不適切な方法で提信	共・移転が行われるリスク					
リスクに	対する措置の内容	ステムとの通信は、ファイア「 る暗号化を行っている。 ②特定個人情報を取り扱うる	のシステムウォールにの利用事務ご、限管理機能	よる通信制御及びLGWANサ とにアクセス制御を行ってい により、中間サーバーヘログ	構成をしており、区民情報系基盤シ -一バー証明書を用いたSSL通信によ る。 ブインする利用者のアクセス権限の		
リスクへ	の対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である		
リスク3	: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤ったね	相手に提供	<ul><li>移転してしまうリスク</li></ul>			
リスクに	対する措置の内容	ステムとの通信は、ファイアワる暗号化を行っている。 ②特定個人情報を取り扱う	のシステム ウォールに。 利用事務ご 系基盤シス	よる通信制御及びLGWANサ とにアクセス制御を行ってい テムのデータ連携は、区民	構成をしており、区民情報系基盤シーバー証明書を用いたSSL通信による。 情報系基盤システム設計書に記載		
リスクへ	の対策は十分か	[ 十分である	]	く選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である		
特定個/ する措置		会託や情報提供ネットワークション	レステムを追	通じた提供を除く。)における	その他のリスク及びそのリスクに対		
なし							

6. 情報提供ネットワークシ	・ステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)					
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容	対象ファイル:「2.符号管理ファイル」 ①職員等が、業務上必要のない情報や、保持を許可されていない情報を収集、記録することは禁止されている。 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ②情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供許可証を受領してから情報照会を実施する仕組みになっている。 これにより番号法定められた情報連携以外の照会は拒否されるため、目的外の特定個人情報の入手を制御している。 ③職員認証、権限管理機能で、権限のない職員のアクセスを防ぎ、目的外の特定個人情報の入手が行われることを制御している。ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ④どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可用照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定可能としている。					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク					
リスクに対する措置の内容	対象ファイル:「2.符号管理ファイル」 適切な認証を受けたもの以外からのアクセスが生じないように ①ユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設けている。  ・自己が利用しているIDは、他者に知られないように管理し、他人に利用させない。また、他人のIDを利用させない。 パスワードン・パスワードは、他者に知られないように管理する。 ・パスワードは、他者に知られないように管理する。 ・パスワードは、他者に知られないように管理する。 ・パスワードは、他者に知られないように管理する。 ・パスワードは、他者に知られないように管理する。 ・パスワードは、他者に知られないように管理する。 ・パスワードは、他者に知られないように管理する。 ・パスワードは、他者に知られないように管理する。 ・パスワードは、他者に知られないように管理する。 ・パスワードは、一方では個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されている。 ②中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。ネットワークはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離し暗号化を行っている。 また中間サーバー・ソフトウェアが動作するサーバー、運用端末、管理端末及び中間サーバー接続端末は、原則他の業務システムとは物理的に独立した専用機器を用いる。 ③中間サーバー・ソフトウェアが動作するサーバー、運用端末及び管理端末は、専用の安全な区画に設置し、サーバーに専用回線を用い、接続できるクライアントを制限する。 ④中間サーバー接続端末は、セキュリティを十分に担保したうえで、専用環境又は共用環境に設置する。 ⑤小・ソナルファイアウォール及びウィルス検出ソフトウェア、ファイアウォール、IDS(侵入検知システム)、WAF(Webアプリケーションファイアウォール)、サンドボックスの導入により、不正アクセス及びマルウェアを検知する。 ⑥正常・異常に関わらず、ログの取得・保管を行う。 ・情報提供等記録/アクセス記録、アクセスログ、DBログなど</th					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク					
リスクに対する措置の内容	対象ファイル:「2.符号管理ファイル」 ①番号法別表第二に規定される情報照会者、事務、情報提供者、特定個人情報の項目等が定められている情報のみ入手している。 ②提供先においても、誤った情報を提供した場合の措置が担保されている。 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ③中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。				
リスクへの対策は十分か					
リスク4: 入手の際に特定個.	人情報が漏えい・紛失するリスク				
リスクに対する措置の内容	入手の際に情報漏えい・紛失しないように ①情報を作成する者は、作成途上の情報についても、紛失や流出等を防止を義務付ける。また、情報の作成途上で不要になった情報は消去する。 ②情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机上に放置しない等、常時に適切な取扱を義務付ける。 ことなどを定める。 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ③特定個人情報を送信する際は暗号化を行っており、受信する際には復号を行っている。 また、情報照会が完了または中断した情報照会結果については、一定期間経過後に自動削除する。 ④情報提供ネットワークを介して特定個人情報を送信する際、暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。 ⑤職員認証・権限管理機能によりアクセス権限を管理している。ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ⑥ログの取得を行い、取得したログについては適切な頻度で不正検知の目的で確認を行っている。 ⑦中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。ネットワークはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離し暗号化を行っている。				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
リスク5: 不正な提供が行われ					
リスクに対する措置の内容	対象ファイル:「1.提供情報ファイル」 ①機密性の高い情報資産を他部署等に提供する者は、事前にセキュリティ管理者に許可を得るよう規定が定められている。 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ②情報提供ネットワークシステムから配信されるマスター(照合許可用照合リスト情報、この情報を構成する機関コード、事務コード、特定個人情報種別コード等のマスター情報)に基づき不正な特定個人情報の提供が行われることを制御している。特に慎重な対応を求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、送信内容を改めて確認したうえで提供を行う。 ③職員認証、権限管理機能で、権限のない職員のアクセスを防ぎ、不正な特定個人情報の提供が行われることを制御している。ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ④どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可用照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は、職員認証・権限管理機能を用いて設定可能とする。				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				

リスク6: 不適切な方法で提	供されるリスク
	対象ファイル:「1.提供情報ファイル」 ①情報資産を利用する者は、業務の予め定められた目的以外に情報資産を利用することを禁止されている。
リスクに対する措置の内容	中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ②情報提供ネットワークシステムから配信されるマスター(照合許可用照合リスト情報、この情報を構成する機関コード、事務コード、特定個人情報種別コード等のマスター情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。 情報提供の際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証とともに情報照会者までの経路情報を受領し提供する情報を生成する。 ③職員認証、権限管理機能で、権限のない職員のアクセスを防ぎ、不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
	④どのユーザ又は既存システム、どの事務に対して情報照会や情報提供可能かを、情報照会許可用照合リスト及び権限グループ等を用いて、アクセス制御を行う。なお、このアクセス制御は職員認証・権限管理機能を用いて設定可能とする。 ⑤中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。ネットワークはVPN等の技術を利用し、団体でに通信回線を分離し暗号化を行っている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供し	してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク
リスクに対する措置の内容	対象ファイル:「1.提供情報ファイル」 ①機密性の高い情報資産の完全性を確保するため、処理・入力時の複数確認を行うよう規定が定められている。 ②機密性の高い情報資産を他部署等に提供する者は、事前にセキュリティ管理者に許可を得るよう規定が定められている。 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 ③情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、照会内容に対応した情報提供を行う。また、保管されたアクセス記録より提供先情を抽出する機能を有している ④「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェック及び中間サーバー接続端末の画面表示により情報提供データベースへの内容を確認することができる。 ⑤正本・副本に差異が無いかを確認するために定期的に突合用ファイルを出力するための突合用ファル出力機能を有している ⑥情報提供ネットワークシステムから配信されるマスター(照合許可用照合リスト情報、この情報を構成する機関コード、事務コード、特定個人情報種別コード等のマスター情報)に基づき不適切な特定個人情報の提供が行われることを制御している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
情報提供ネットワークシステム	」との接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置
なし	

7. 特定個人情報の保管・消去						
リスク1: 特定個人情報の流	リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク					
①NISC政府機関統一基準郡	3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない					
②安全管理体制	[ 十分に整備している ] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない					
③安全管理規程	[ 十分に整備している ] <選択肢> ] 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない					
④安全管理体制・規程の職 員への周知	[ 十分に周知している ] <選択肢> 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない					
<b>⑤物理的対策</b>	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
具体的な対策の内容	〈中間サーバーにおける対策〉 中間サーバーをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理を実施している。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避している。 〈大田区における対策〉 ①評価対象事務に係るシステムの設置場所において、次の物理的対策を設けている。 ・地震等の振動対策のための、床への固定等 ・盗難対策のための、固定や施錠等 ・停電時における安全な停止対策のための、無停電電源装置の設置 ・ディスク障害等のシステム障害時に備えるための、ディスクの2重化などのデータ冗長化 ・「生体認証」による入退出の管理					
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
具体的な対策の内容	<ul> <li>①評価対象事務に係るシステムにおいて、次の様なルールを設けている。</li> <li>〈サーバー等情報システムの対策〉</li> <li>・一般ユーザのパスワードの定期的な変更</li> <li>・システム運用保守における作業の記録及び記録の適切な管理</li> <li>・ネットワーク構成図、情報システム仕様書の適切な管理等</li> <li>〈端末機器の管理〉</li> <li>・接続する端末機器のが況の定期的な確認等</li> <li>〈ネットワークの対策〉</li> <li>・ネットワーク機器の適切な設定およびアクセス制御</li> <li>・接続するネットワーク機器のが況の定期的な確認等</li> <li>〈ソフトウェアの管理〉</li> <li>・ソフトウェアの無断インストール禁止・ソフトウェアの適切な管理</li> <li>・定期的なソフトウェア導入状況の点検等</li> <li>②中間サーバーでは、UTM(コンピューターウィルスやハッキングなどの脅威からネットワークを包括的に保護する装置)の導入により、アクセス制限、侵入検知、侵入防止対策を行っている。また、機器は、他のシステムとは物理的に独立した機器構成をしており、区民情報系基盤システムとの通信は、ファイアウォールによる通信制御及びLGWANサーバー証明書を用いたSSL通信による暗号化をおこなっている。また、中間サーバー機器はマシンルーム等の安全な区画に設定している。</li> <li>③特定個人情報を取り扱う利用事務ごとにアクセス制御を行う。</li> <li>④中間サーバーにはウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。また、OS及びミドルウェアに対しても、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul>					
	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					
<ul><li>⑧事故発生時手順の策定・ 周知</li></ul>	[ 十分に行っている ] く選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない					

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[ 発生なし	]	<選択肢> 1)発生あり	2) 発生なし
	その内容	-			
	再発防止策の内容	1			
⑩死者	音の個人番号	[ 保管し	ている ]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法	①情報システムのは、災害等の被害②指定端末以外の対策を義務付け。③中間サーバー機ステムとの通信はる暗号化を行ってし④特定個人情報を⑤中間サーバーの	バックアップで取得を受けにくい遠隔に を受けにくい遠隔に 機器内に情に とない。他のシスティアウォール いる。また、中間サ 取り扱う利用事務 バックアップを取得 ックアップを取得す	地に保管する。 報資産を保存する場合は、な ムとは物理的に独立した機 による通信制御及びLGWAI ーバー機器はマシンルーム ごとにアクセス制御を行う。 を以下と定めている。 対損失からの回復を目標とす	高いデータを記録する外部記録媒体 定期的なバックアップの取得等の必要な 器構成をしており、区民情報系基盤シ Nサーバー証明書を用いたSSL通信によ 、等の安全な区画に設定している。
その他	也の措置の内容	なし			
リスク	への対策は十分か	[ 十分	である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	
リスク	2: 特定個人情報が古い	い情報のまま保管さ	れ続けるリスク		
リスク	に対する措置の内容	せる機能を持ってし	いる ゚゚システムの持つ』	E本と中間サーバーが持つ語	ことして情報提供データベースへ反映さ 副本の整合性を確認できるよう、副本を
リスク	への対策は十分か	[ 十分	である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	
リスク	3: 特定個人情報が消	去されずいつまでも	存在するリスク		
消去引	<b>手順</b>	[ 定め <sup>-</sup>	ている ]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
	手順の内容	磁機や消去ソフトをいる。	を使用して、又は破		ーに記録されたデータやファイルを、消ない状態として廃棄する手順を設けて を持っている
その他の措置の内容		なし			
リスクへの対策は十分か		[ 十分·	である ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	る 2) 十分である る
特定個	固人情報の保管・消去に	おけるその他のリス	ク及びそのリスク		
なし					

### Ⅳ その他のリスク対策※

IV 1. 監	での他のリスク	/ A		
		[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない		
①情報資産における情報セキュリティ対策状況の毎年度の自己点検実施について、以下の内容があ、毎年度実施している。 ・実施計画の立案 ・点検項目による自己点検の実施 ・自己点検結果と改善策の報告 ・自己点検結果に基づく改善 ②企画経営部情報政策課 情報セキュリティ実施手順の最終改定日は以下のとおり 令和4年10月26日				
②監	<u></u>	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない		
具体的な内容		政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されているクラウド事業者、またはISMAPのリストに登録予定のクラウド(以降、ガバメントクラウドを含む)事業者から調達することとしており、クラウド事業者は定期的に監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。また、監査内容については以下のとおりである。 ①情報資産における情報セキュリティ対策状況の毎年度及び必要に応じた監査を以下の内容を定めている。 ・監査実施計画の立案・委託先に係る監査・監査結果の保管・監査結果の保管・監査結果の保管・監査結果のの対応毎年度、監査計画を大田区情報セキュリティ委員会に提出し、審議承認を得て実行している。第三者(業務委託者)による助言型監査を行い、監査結果は、指摘内容への回答を含めて、総務部長、大田区情報セキュリティ委員会に報告を行っている。②重点項目評価や全項目評価対象事務については、総務課において評価5年経過到達以前の定期再評価までに外部専門事業者による外部監査(事業名:特定個人情報保護評価書適正性確認事業)を周期的に実施し、評価書記入内容の適正な運用状況を確認する。この確認結果は、大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会に概要報告と意見聴取を行ない、他の特定個人情報保護評価書の点検や特定個人情報の取扱いなどに役立てることとしている。		
2. 従	    業者に対する教育・問	<b>这</b>		
従業	者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない		
	具体的な方法	【①全庁での対応】 研修については、毎年度、研修計画を人事研修部門、情報政策課と協議の上立案し、情報セキュリティ委員会での審議承認を得て実行している。 毎年度、新規採用者、転入者、主任主事、新任係長などの職層研修や、全課の担当職員に対して情報セキュリティ研修を実施している。研修後は、受講者アンケートを実施してフィードバックを行っている。研修実施状況は、情報セキュリティ委員会に報告を行っている。 【②情報政策課業務に関しての対応】 情報政策課職員が受講しなければならない研修を以下のように定めている。 ・情報セキュリティボリシー及び情報政策課実施手順の内容理解のための研修・民間事業者等が主催する、情報セキュリティに関する最新動向入手や情報セキュリティ対策実施のための専門的な研修 これらの研修について、毎年1回以上実施している。		

#### 3. その他のリスク対策

クラウドサービス上での業務データの取扱いについては、大田区及びその業務データの取扱いについて委託を受ける業務システムベ ンダが責任を有する。

クラウドサービス上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてクラウドサービスに起因する事象の場合は、クラウド事業者へ障害対応を履行させることで対応する。また、クラウドサービスに起因しない事象の場合は、業務システムベンダが対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、関係者で協議を行う。

# V 開示請求、問合せ

1. 特	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求					
①請求先		各業務主管部署				
②請求方法		原則として本人が、区で定めた様式に必要事項を記載し、上記請求先に提出する。なお、提出時は、本人であることの確認(運転免許証、パスポート等の提示による)を実施している。				
	特記事項	_				
③手数料等		[ 無料 ] <選択肢> (選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料は徴しないが、写しの交付を受ける場合は、写しの作成及び送付 ) に要する費用は請求者の負担となる。				
④個人情報ファイル簿の公表		[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない				
	個人情報ファイル名	<ul><li>1 統合宛名情報ファイル</li><li>2 庁内連携ファイル</li></ul>				
	公表場所	大田区役所本庁舎2階 区政情報コーナー				
⑤法令	<b>令による特別の手続</b>					
⑥個/記載等	人情報ファイル簿への不	_				
2. 特定個人情報ファイルの		の取扱いに関する問合せ アンドラ アンドラ アンドラ アンドラ アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア				
①連絡先		企画経営部情報政策課 大田区大森西1-12-1 5764-0614				
②対応方法		問合せを受け付けた際は、対応内容について記録を残す。				

# VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	<b>己の聴取</b>
①方法	大田区特定個人情報保護評価及び第三者点検委員会事務処理要領に基づいて、意見聴取を行った。
②実施日・期間	令和3年1月12日~令和3年2月10日
③期間を短縮する特段の理 由	
④主な意見の内容	意見は寄せられなかった。
⑤評価書への反映	反映箇所なし
3. 第三者点検	
①実施日	一次点検 令和2年12月1日、二次点検 令和3年3月10日
②方法	大田区特定個人情報保護評価第三者点検委員会にて点検を行った。
③結果	「基礎全項目評価書VI3③別紙 意見対応一覧」に記載しています。
4. 個人情報保護委員会の	承認【行政機関等のみ】
①提出日	
②個人情報保護委員会によ る審査	

### (別添3)変更箇所

変更日	)変更箇所 <sup>項目</sup>	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年8月27日	I.7.評価実施機関における担 当部署②所属長	情報システム課長 小泉貴一	情報システム課長 畑元忠	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(人事異動のため)
平成27年8月27日	【各特定個人情報ファイル共通】 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	発生なし	発生あり [その内容] 当機関内の保育サービス課において、平成27年6月17日私立保育園園長会受付時に、不明な第三者に配布資料を持ち去られ、資料内の保育園児8名及び保護者70名、計154名分の個人情報が漏えいした。 [再発防止策の内容] 事故発生部署においては、正式な会議出席者以外に資料を持ち去られないように、第三者が立ち入り難い資料を持ち去られないように、第三者が立ち入り難い資料を計る会議出席者が立ち入り難い資料を計る場合を表しては、第二者が立ち入り難い資料を持ち去られないように、第三者が立ち入り難い資料を持ち去られないように、第三者が立ち入り難い資料を持ち去られないように、第二者が立ちへが大きの事を記録の厳密を化、資料の世界で表していての研修の実施等の徹底を行うこととする。また、個人情報の敵格な取り扱いや情報を表して全方のた。これを受け、情報の成格な取り扱いルール、事故発生時の対応して納るの取り扱いルール、事故発生時の対応しい職員については改めて指導を行うとともに、全職員に対してセキュリティ研修を実施し、今後も定期的に以上の指導を行うこととした。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(事故発生後、再発防止策等のリスク対策を実施したため)
平成28年4月21日	I.7.評価実施機関における担当部署①部署 II.2.基本情報⑥事務担当部署 II.3.特定個人情報の入手・使用⑦使用の主体 V.2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先	計画財政部情報システム課	企画経営部情報システム課	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(組織改正のため)
平成28年12月26日	I基本情報 (別添1)事務の内容 I特定個人情報ファイルの概要 正特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 各項目記載の特定個人情報	情報参照ファイル 情報提供ファイル 処理通番	情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル) 情報提供ファイル(情報照会結果ファイル) 処理通番(中間サーバー受付番号)	事後	ファイル機能をよりわかり易く するため修正したものであり、 重要な変更には当たらない
平成28年12月26日	I 4特定個人情報ファイルを 取り扱う理由①事務実施上の 必要性	2 情報参照ファイル 各業務システムから他機関あての情報参照 データを中間サーバーのインタフェース形式に 変換して連携する。	2 情報参照ファイル(情報照会依頼ファイル) 各業務システムから他機関あての情報照会 依頼データを中間サーバーのインタフェース形 式に変換して連携する。	事後	ファイル機能をよりわかり易く するため修正したものであり、 重要な変更には当たらない
平成28年12月26日	I.4.特定個人情報ファイルを 取り扱う理由①事務実施上の 必要性	3 情報提供ファイル 他機関への情報参照要求の結果、中間サー バーを経由して取得した提供データを各業務シ ステムへ連携する。	3 情報提供ファイル(情報照会結果ファイル) 他機関への情報照会依頼要求の結果、中間 サーバーを経由して取得した情報照会結果 データを各業務システムへ連携する。	事後	ファイル機能をよりわかり易く するため修正したものであり、 重要な変更には当たらない
平成28年12月26日	(別添1)事務の内容	システム構成図の差し替え	システム構成図の差し替え	事後	ファイル機能をよりわかり易く するため修正したものであり、 重要な変更には当たらない
平成28年12月26日	(別添1)事務の内容	1一③ 各業務システムはシステム処理または 区民情報系基盤システムの入力画面により区 民情報系基盤システムへ、住登外者の個人番 号・宛名番号・基本4情報(氏名・住所・性別・生 年月日)を連携する。 2一① 各業務システムは中間サーバに提供す べき情報に更好にで、定められた 周期により区民情報系基盤システムへ宛名情 報とともに提供情報を連携または区民情報系 基盤システムの画面から入力する。	1一③ 各業務システムはシステム処理または 区民情報系基盤システムの入力画面(統合宛 名管理端末)により区民情報系基盤システム 、住登外者の個人番号・宛名番号・基本4情報(氏名・住所・性別・生年月日)を連携する。 2一① 各業務システムは中間サーバに提供すべき情報に更新が発生した段階で、定められた周期により区民情報系基盤システムへ宛名情報とともに提供情報を連携または区民情報系基盤システムの画面(統合宛名管理端末)から入力する。	事後	端末名の追記のみであり、重 要な変更には当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月26日	(別添1)事務の内容	民情報系基盤システムに送信する。 3-⑥ 区民情報系基盤システムは、「情報提供ファイル」を提供情報管理DBに格納し、統合	3 他機関への情報照会要求の仲介  3 一① 各業務システムは、業務内宛名番号及びプレフィックス情報(情報照会者、情報提供者書・務コード、特定個人情報四へ所設定した情報解密を開ファイル(前令観名では、一位、一位、一位、一位、一位、一位、一位、一位、一位、一位、一位、一位、一位、	事後	ファイル機能をよりわかり易く するため修正したものであり、 重要な変更には当たらない
平成28年12月26日	I.6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成 25年5月31日法律第27号)	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(平成25年5月 31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)	事後	語句の単純な訂正であり、重 要な変更には当たらない
平成28年12月26日	I.1.特定個人情報ファイル名 (提供情報ファイル) 2.基本情報 ②記録される項目 その妥当性 3.特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ②提供先における用途	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成 25年5月31日法律第27号)等によって定めら れた情報を他機関へ提供するため	番号法によって定められた情報を他機関へ提供するため	事後	語句の単純な訂正であり、重 要な変更には当たらない
平成28年12月26日	II.1.特定個人情報ファイル名 (提供情報ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ③提供する情報	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成 25年5月31日法律第27号)等によって定めら れた大田区が情報を他機関へ提供すべき全情 報項目	番号法によって定められた大田区が情報を他 機関へ提供すべき全情報項目	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(語句の修正)
平成28年12月26日	II.1.特定個人情報ファイル名 (情報参照ファイル) 2.基本情報 (④記録される項目 その妥当性	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成 25年5月31日法律第27号)等により業務主管 部署が他機関に情報照会依頼をする際に、区 民情報系基盤システムが仲介となって送信する ため。	番号法により業務主管部署が他機関に情報照会依頼をする際に、区民情報系基盤システムが仲介となって送信するため。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(語句の修正)
平成28年12月26日	II.1.特定個人情報ファイル名 (情報参照ファイル) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成 25年5月31日法律第27号)等によって定めら れた情報を他機関へ照会するため	番号法によって定められた情報を他機関へ照 会するため	事後	語句の単純な訂正であり、重 要な変更には当たらない
平成28年12月26日	II 1 特定個人情報ファイル名 (情報提供ファイル) 2 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)等により業務主管部署が他機関に情報照会依頼をする際に、区民情報系基盤システムが仲介となって受信するため。	番号法により業務主管部署が他機関に情報照 会依頼をする際に、区民情報系基盤システム が仲介となって受信するため。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(語句の修正)
平成28年12月26日	II.1.特定個人情報ファイル名 (情報提供ファイル) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成 25年5月31日法律第27号)等によって定めら れた情報項目の提供を他機関から提供をうけ るため	番号法によって定められた情報項目の提供を 他機関から提供をうけるため	事後	語句の単純な訂正であり、重 要な変更には当たらない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月26日	II.1特定個人情報ファイル名 (情報提供ファイル) (情報参照ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]移転を行っている	[ 〇 ]行っていない	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法解釈誤りによる記載の修正)
平成28年12月26日	II.1特定個人情報ファイル名 (情報参照ファイル) (情報提供ファイル) (情報提供ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 移転先1	提供先1・移転先1の記載	全削除	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法解釈誤りによる記載の修正)
平成28年12月26日	II.1.特定個人情報ファイル名 (統合宛名番号ファイル) 2.基本情報 (④記録される項目 その妥当性	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)等により他機関との情報連携を行う際に、各業務主管部署で設定している宛名番号と個人番号を紐付け一意に管理し、番号法における連携業務を安全で確実に実施するため。	番号法により他機関との情報連携を行う際に、 各業務主管部署で設定している宛名番号と個 人番号を組付け一意に管理し、番号法における 連携業務を安全で確実に実施するため。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(語句の修正)
平成28年12月26日	I.1.特定個人情報ファイル名 (統合宛名番号ファイル) (統合宛名情報ファイル) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成 25年5月31日法律第27号)等によって定めら れた他機関との情報連携を安全で確実に実施 するため。	番号法によって定められた他機関との情報連 携を安全で確実に実施するため。	事後	語句の単純な訂正であり、重 要な変更には当たらない
平成28年12月26日	II.1.特定個人情報ファイル名 (統合宛名番号ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1 ②移転先における用途	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成 25年5月31日法律第27号)等によって定められた対象区民本人の真正性の担保のため。	番号法によって定められた対象区民本人の真正性の担保のため。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法解釈誤りによる記載の修正)
平成28年12月26日	II.1.特定個人情報ファイル名 (統合宛名情報ファイル) 2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)等により、個人番号に関する宛名を管理する際には当該住民の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を保持することとなっているため。	番号法により、個人番号に関する宛名を管理する際には当該住民の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を保持することとなっているため。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(語句の修正)
平成28年12月26日	II.1.特定個人情報ファイル名 (符号管理ファイル) 2.基本情報 ④記録される項目 その妥当性	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)等により、他機関との情報連携に関しては個人番号は使用せず、符号を使用する定めとなっているため、符号取得のための情報が必要となる。	番号法により、他機関との情報連携に際しては個人番号は使用せず、符号を使用する定めとなっているため、符号取得のための情報が必要となる。	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(語句の修正)
平成28年12月26日	II.1.特定個人情報ファイル名 (符号管理ファイル) 3.特定個人情報の入手・使用 ⑥使用目的	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)等によって定められた他機関との情報連携の際に、符号の発行及び発行された符号の管理を安全で確実に実施するため。	番号法によって定められた他機関との情報連携の際に、符号の発行及び発行された符号の 管理を安全で確実に実施するため。	事後	語句の単純な訂正であり、重 要な変更には当たらない
平成28年12月26日	II.1.特定個人情報ファイル名 (庁内連携ファイル) 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先1 ①法令上の根拠	各業務における根拠法令に基づく	番号法第9条及び大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年9月30日条例第59号)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(根拠法令の修正)
平成28年12月26日	I 1.特定個人情報ファイル名 (各特定個人情報ファイル共 通) 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	静脈認証機能による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。	静脈認証機能による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。	事後	記載箇所の誤記の修正であ り、重要な変更には当たらな い

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	及び リスク4:入手の際に特定個人	報系システム(住民記録システム・税務システム等)を含む「区民情報系システムサーバー群」内で処理され、他のネットワークやサーバーから容易にアクセスできない管理区域としてい	庁内で稼働するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。 端末からのアクセスは、区民情報系システム基盤内にある通信機器やファイアウォールにて通信を制御し暗号化している。	事前	重要な項目の変更
平成28年12月26日	Ⅲ.3.特定個人情報の使用 リスク1の宛名システム等における措置の内容 リスク3・4のリスクに対する措 置の内容 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報 ファイルの取扱にの記録(具体的な方法) 5.特定個人情報の提供・移転り システムを通じた提供を除く。) リスク1の特定個人情報 の提供・移転の記録(具体的な方法)	特定個人情報の区民情報系基盤システムへの 連携は、区民情報系システム(住民記録システム・税務システム等)を含む「区民情報系システム・ ムサーバー群」内で処理され、他のネットワーク やサーバーから容易にアクセスできない管理区域としている。また、データ連携機能要件を定め 目的を超えたアクセスを防止している。	庁内で稼働するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。また、データ連携機能要件を定め目的を超えたアクセスを防止している。	事前	重要な項目の変更
平成28年12月26日	Ⅲ.3.特定個人情報の使用 リスク2のユーザ認証の管理(具体的な管理方法)	①ユーザ認証情報の管理について、以下のルールを設けて適正に管理している。 〈ICカード等〉・ ・ICカード等〉・ ・ICカード等〉・ ・ICカード等〉・ ・ICカード等〉・ ・	①ユーザ認証は、ICカード、生体登録等(以下、ICカード等という。)によって行い、ユーザー認証情報の管理について、以下のルールを設けて適正に管理している。 くICカード等>・ICカード等>・ICカード等>・ICカード等を、他人に貸与や、使用させてはならない。・・難席時や業務上必要のないときは、ICカード等をカードリーダ若しくはパソコン等の情報機器のスロット等に装てんしたまま放置してはならない。・・生体認証でログインした際、操作者が離席した時に自動で端末画面がロックされ操作できなくなる機能等を設ける。 くID)・自己が利用しているIDは、他者に知られない、まうに管理し、他人に利用させてはならない。また、他人のDを利用してはならない。・・共用IDを利用させてはならない。・・共用IDを利用させてはならない。・・・共用IDを利用させてはならない。等くパスワードは、他者に知られないように管理し、共用IDの利用者以外に利用させてはならない。等くパスワードといるでは、生力に対しないように管理し、共和Dの利用者以外に利用さらない。等くパスワードは、他者に知られないように管理しなければならない。等20システム管理者に対しユーザ認証機能を設けている。3ICカートまたは生体登録情報の認証結果を利用してシステム認証を行う機能(シングルサインオン連携)を設けている。	事前	重要な項目の変更
平成28年12月26日	Ⅲ.5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを適じた提供を除く。)リスクセ・リスク3のリスクリニ対する措置の内容	特定個人情報の区民情報系基盤システムからの連携は、区民情報系システム(住民記録システム・教务システム)を含む「区民情報系システムサーバー群」内で処理され、他のネットワークやサーバーから容易にアクセスできない管理区域としている。端末からのアクセスは、区民情報系基盤システム内にある通信機器やファイアウォールにて通信を制御しロードバランサーにて暗号化している。	庁内で稼働するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。 端末からのアクセスは、区民情報系システム基盤内にある通信機器やファイアウォールにて通信を制御しロードバランサーにて暗号化している。	事前	重要な項目の変更
平成28年12月26日	Ⅲ.7.特定個人情報の保管・消 去⑥技術的対策	②特定個人情報の区民情報系基盤システムからの連携は、区民情報系システム(住民記録システム・状務システム等)を含む「区民情報系ンステムサーバー群」内で処理され、他のネットワークやサーバーがら容易にアクセスできない管理区域としている。端末からのアクセスは、区民情報系基盤システム内にある通信機器やファイアウォールにて通信を制御しロードバランサーにて随号化している。また、整合性を図る観点から各連携システムが管理する範囲にあわせて保持する仕組みとし、整合性チェックを行える仕組みを構築している。	②庁内で稼働するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「インター 未ット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。 端末からのアクセスは、区民情報系システム基盤内にある通信機器やファイアウォールにて通信を制御しロードバランサーにで暗号化している。また、整合性を図る観点から各連携システムが管理する範囲にあわせて保持する仕組みとし、整合性チェックを行える仕組みを構築している。	事前	重要な項目の変更
平成28年12月26日	Ⅲ.7.特定個人情報の保管·消 去⑩死者の個人番号		③漏洩・滅失・毀損リスクに対策として、庁内で移動するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。端末からのアクセスは、区民情報系システム基盤内にある通信機器やファイアウォールにて通信を制御しロードバランサーにて暗号化している。また、滅失・毀損から確実かつ迅速にリカバリが行えるよう世代管理を行いバックアップを実施している。	事前	重要な項目の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月26日	Ⅳ.1.監査①自己点検	②平成26年度の自己点検実施時期は以下のとおり 平成26年12月~平成27年1月 ③計画財政部情報システム課 情報セキュリティ実施手順の最終改定日は以下のとおり 平成27年1月9日	②企画経営部情報システム課 情報セキュリティ実施手順の最終改定日は以下のとおり 平成28年1月25日	事後	実施状況の反映による修正であり、リスク対策向上となることから重要な変更には当たらない
平成28年12月28日	IV.1.監査 ②監査	①情報資産における情報セキュリティ対策状況の毎年度及び必要に応じた監査を以下の内容を定めている。 ・監査実施計画の立案・委託先に係る監査・・監査結果の保管・監査結果のの対応・ 毎年度、監査計画を大田区情報セキュリティ委員会に提出し、審議承認を得て実行している。 第三者(業務委託者)による助言型監査を行い、監査結果は、指摘内容への回答を含めて、総務部長、大田区情報セキュリティ委員会に報告を行っている。 今年度は、平成26年5月~10月にかけて実施した。	①情報資産における情報セキュリティ対策状況の毎年度及び必要に応じた監査を以下の内容を定めている。 ・監査実施計画の立案・委託先に係る監査・・監査結果の保管・監査結果の保持・監査結果のの対応毎年度、監査結果の保持・監査・計算・では、監査・計算・では、監査・計算・では、監査・計算・では、監査・計算・では、監査・計算・では、監査・計算・では、監査・計算・では、監査・計算・では、監査・計算・では、監査・計算・では、監査・計算・では、監査・計算・では、監査・計算・では、監査・計算・では、監査・には、経済によび、計算・では、経済・計算・では、経済・計算・では、経済・計算・では、経済・計算・では、経済・計算・では、経済・計算・では、経済・計算・では、経済・計算・にかいては、経済・計算・にかいては、経済・計算・にかいては、経済・計算・に対し、評価・事に、対し、計算・には、計算・には、計算・には、対し、計算・には、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	事後	実施状況の反映による修正であり、リスク対策向上となることから重要な変更には当たらない
平成28年12月26日	IV.2.従業者に対する教育・啓 発	【①全庁での対応】研修については、毎年度、研修計画を人材育成担当、情報システム課と協議の上立案し、情報セキュリティ委員会での審議承認を得で実行している。平成26年度では、新規採用者、転入管理職、管理職候補者を含む新任係長、主任主事10年目に研修を実施している。研修後は、受講者アンケートを実施してコイードバックを行っている。(平成25年度には、全管理職向けの情報セキュリティ研修を実施してリスー管理職向けの情報セキュリティ研修を実施している。(平成25年度には、全管理職向けの情報セキュリティ研修を実施、)研修結果は、情報セキュリティ委員会に報告を行っている。 【②情報システム課業務に関しての対応】情報システム課職員が受講しなければならない研修を以下のように定めている。・「情報セキュリティボリシー及び情報システム課業務手順の内容理解のための研修・民間事業者等が主催する、情報セキュリティに関する最新動向人手や情報セキュリティに関する最新動向人手や情報セキュリティに関する最新動向人手や情報セキュリティに関する最新動向人手や情報セキュリティに関する最新動向人手や情報セキュリティに関する最新動向人手や情報セキュリティに関すとの専門的な研修	研修実施状況は、情報セキュリティ委員会に報告を行っている。 【②情報システム課業務に関しての対応】情報システム課職員が受講しなければならない研修を以下のように定めている。・・情報セキュリティボリシー及び情報システム課実施手順の内容理解のための研修・・民間事業者等が主催する、情報セキュリティに関する最新動向入手や情報セキュリティ対策実施のための専門的な研修。これらの研修について、毎年1回以上実施して	事後	実施状況の反映による修正であり、リスク対策向上となることから重要な変更には当たらない
平成28年12月26日	VI.2.国民・住民等からの意見 の聴取②実施日・期間	平成27年2月3日~平成27年3月4日	【第1回目】平成27年2月3日~平成27年3月4日 【第2回目】平成28年9月26日~平成28年10月 25日	事後	その他の項目の変更あり事前 の提出・公表が義務付けられ ない(再評価の実施)
平成28年12月26日	VI.3.第三者点検①実施日	一次点検平成27年1月19日、二次点検平成27 年3月23日	【第1回目】一次点検平成27年1月19日、二次点 検平成27年3月23日 【第2回目】一次点検平成28年9月14日、二次点 検平成28年11月14日	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない(再評価の実施)
平成29年7月10日	I.7.評価実施機関における担 当部署②所属長	情報システム課長 畑元忠	情報システム課長 秋山太郎	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(人事異動のため)
平成30年3月8日	I 1.特定個人情報ファイルを 取り扱う事務②事務の内容	2 提供情報の中間サーバーへの格納 ・各業務システムから移転した提供情報(特定 電人情報)ファイルを、中間サーバーの仕様に 変換し連携し、連携機能によって中間サーバー 副本DBIC格納・更新する。	2 提供情報の中間サーバーへの格納 ・各業務システムから移転した提供情報(特定 個人情報)ファイルを、中間サーバーの仕様に 変換し連携し、連携機能によって中間サーバー 副本DB等に格納・更新する。	事後	重要な変更に当たらない(語 句の修正)
平成30年3月8日	I 4.特定個人情報ファイルを 取り扱う理由	1 提供情報ファイル 各業務システムより区民情報系基盤システム に特定個人情報を移転し、フォーマット変換を 行い、中間サーバーの副本DBI 格納・更新す る。(中間サーバーの全特定個人情報)	1 提供情報ファイル 各業務システムより区民情報系基盤システム に特定個人情報を移転し、フォーマット変換を 行い、中間サーバーの副本DB等に格納・更新 する。(中間サーバーの全特定個人情報)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(語句の修正)
平成30年3月8日	(別添1)事務の内容 【別添1-1】大田区における番 号法対応情報連携について	1 情報連携方針 (3)区民情報系基盤システムの活用 (3)区民情報系基盤システムの活用 (5)既存の庁内情報連携のデータを活用し、中間サーバーに副本データを格納する。ただし、 既存の情報連携項目にない情報については、 別途業務システムから区民情報系基盤システムへ連携する。	1 情報連携方針 (3)区民情報系基盤システムの活用 ①既存の庁内情報連携のデータを活用し、中 間サーバーに副本データ等を格納する。ただ し、既存の情報連携項目にない情報について は、別途業務システムから区民情報系基盤シ ステムへ連携する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(語句の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月8日	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目	1 提供情報ファイル 【業務として用いるもの】 『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)』の「別表2」に定める情報及びデータレイアウトの全項目(提供者が市区町村長とされているものに限る)	1 提供情報ファイル 【業務として用いるもの】 『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)』の「別表2」に定める情報及びデータレイプウトの全項目(提供者が市区町村長とされているものに限る)ならびに附則第6条に定める区民または住登外者の利益になると認められる情報(情報提供ネットワークシステムを通じたお知らせ情報)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(語句の修正)
令和1年5月14日	I.7.評価実施機関における担 当部署②所属長の役職名	②所属長 秋山太郎	②所属長の役職名 情報システム課長	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(様式変更に伴う記載 項目変更)
令和1年5月14日	【各特定個人情報ファイル共通】 皿.7.特定個人情報の保管・消 去③1:過去3年以内に、評価実 施機関において、個人情報に 関する重大事故が発生した か」	発生あり [その内容] 当機関内の保育サービス課において、平成27年6月17日私立保育園園長会受付時に、不明な第三者に配布資料を持ち去られ、資料内の保育園児84名及び保護者70名、計154名分の個人情報が漏えいした。 [再発防止策の内容] 事故発生部署においては、正式な会議出席者が立ち入り難い資料配布場所の対応、資料で失に対する会議出席者への注意喚起及び個人情報管立の本人確認や記録の厳密化、資料で失に対する会議出席者への注意喚起及び個人情報管理についての研修の実施等の徹底を行うこととも、個人情報の敵格な取り扱いや情報セキュリティ対策の徹底に対して全庁的な取組の指示を行った。これを受け、情報システム課では課内において内部監査を実施し、情報資産の保管方法、個人情報の取り扱いルール、事故発生時の対応及び報告先等のチェックを行った。ポイントの低い職員については改めて指導を行うとともに、今後も定期的に以上の指導を行うこととた。	発生なし	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(事故発生から3年が経過)
令和1年5月14日	Ⅳ.1.監査①自己点検	②企画経営部情報システム課 情報セキュリティ実施手順の最終改定日は以下のとおり 平成28年1月25日	②企画経営部情報システム課 情報セキュリティ実施手順の最終改定日は以下のとおり 平成31年1月29日	事後	実施状況の反映による修正で あり、リスク対策向上となるこ とから重要な変更には当たら ない
令和1年5月14日	V.1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求④個人情報 ファイル簿の公表	行っていない	行っている [個人情報ファイル名] 1 統合宛名情報ファイル 2 庁内連携ファイル [公表場所] 大田区役所本庁舎2階 区政情報コーナー	事後	実施状況の反映による修正であり、リスク対策向上となることから重要な変更には当たらない
		大田区情報公開条例(平成18年3月20日第1号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例 第51号)に基づく開示請求を行うことで確認する ことができる。	事後	その他の項目の変更あり事前 の提出・公表が義務付けられ ない(誤記修正)
令和2年5月12日	Ⅱ ファイルの概要(提供情報 ファイル)・4特定個人情報ファ イルの取扱いの委託・委託事 項1⑥委託先名	株式会社NTTデータ	株式会社NTTデータ東北	事後	その他の項目の変更あり事前 の提出・公表が義務付けられ ない(委託先の変更)
		大田区情報公開条例(平成18年3月20日第1号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例 第51号)に基づく開示請求を行うことで確認する ことができる。	事後	その他の項目の変更あり事前 の提出・公表が義務付けられ ない(誤記修正)
令和2年5月12日	Ⅱ ファイルの概要(情報参照 ファイル)・4特定個人情報ファ イルの取扱いの委託・委託事 項1⑥委託先名	株式会社NTTデータ	株式会社NTTデータ東北	事後	その他の項目の変更あり事前 の提出・公表が義務付けられ ない(委託先の変更)
	イルの取扱いの委託・委託事		大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例 第51号)に基づく開示請求を行うことで確認する ことができる。	事後	その他の項目の変更あり事前 の提出・公表が義務付けられ ない(誤記修正)
令和2年5月12日	Ⅱ ファイルの概要(情報提供 ファイル)・4特に個人情報ファ イルの取扱いの委託・委託事 項1⑥委託先名	株式会社NTTデータ	株式会社NTTデータ東北	事後	その他の項目の変更あり事前 の提出・公表が義務付けられ ない(委託先の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年5月12日	II ファイルの概要(統合宛名 番号ファイル)・4特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項1~3(5)委託先名の確認方法	大田区情報公開条例(平成18年3月20日第1号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例 第51号)に基づく開示請求を行うことで確認する ことができる。	事後	その他の項目の変更あり事前 の提出・公表が義務付けられ ない(誤記修正)
令和2年5月12日	Ⅱ ファイルの概要(統合宛名 番号ファイル・4特定個人情 報ファイルの取扱いの委託・ 委託事項1⑥委託先名	株式会社NTTデータ	株式会社NTTデータ東北	事後	その他の項目の変更あり事前 の提出・公表が義務付けられ ない(委託先の変更)
令和2年5月12日	II ファイルの概要(統合宛名 情報ファイル)・4特定個人情 報ファイルの取扱いの委託・ 委託事項1~3⑤委託先名の 確認方法	大田区情報公開条例(平成18年3月20日第1号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例 第51号)に基づく開示請求を行うことで確認する ことができる。	事後	その他の項目の変更あり事前 の提出・公表が義務付けられ ない(誤記修正)
令和2年5月12日	Ⅱ ファイルの概要(統合宛名 情報ファイル)・4特定個人情 報ファイルの取扱いの委託・ 委託事項1⑥委託先名	株式会社NTTデータ	株式会社NTTデータ東北	事後	その他の項目の変更あり事前 の提出・公表が義務付けられ ない(委託先の変更)
令和2年5月12日	II ファイルの概要(符号管理 ファイル)・4特定個人情報ファ イルの取扱いの委託・委託事 項1~3⑤委託先名の確認方 法	大田区情報公開条例(平成18年3月20日第1号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例 第51号)に基づく開示請求を行うことで確認する ことができる。	事後	その他の項目の変更あり事前 の提出・公表が義務付けられ ない(誤記修正)
令和2年5月12日	Ⅱ ファイルの概要(符号管理 ファイル)・4特定個人情報ファ イルの取扱いの委託・委託事 項1⑥委託先名	株式会社NTTデータ	株式会社NTTデータ東北	事後	その他の項目の変更あり事前 の提出・公表が義務付けられ ない(委託先の変更)
令和2年5月12日	II ファイルの概要(庁内連携 ファイル)・4特定個人情報ファ イルの取扱いの委託・委託事 項1~3⑤委託先名の確認方 法	大田区情報公開条例(平成18年3月20日第1号)に基づく開示請求を行うことで確認することができる。	大田区情報公開条例(昭和60年11月28日条例 第51号)に基づく開示請求を行うことで確認する ことができる。	事後	その他の項目の変更あり事前 の提出・公表が義務付けられ ない(誤記修正)
令和2年5月12日	Ⅱ ファイルの概要(庁内連携 ファイル)・4特定個人情報ファ イルの取扱いの委託・委託事 項1⑥委託先名	株式会社NTTデータ	株式会社NTTデータ東北	事後	その他の項目の変更あり事前 の提出・公表が義務付けられ ない(委託先の変更)
令和2年5月12日	Ⅲ リスク対策(プロセス)基盤 システム・3特定個人情報の 使用・ユーザ認証の管理・具 体的な管理方法	①ユーザ認証は、ICカード、生体登録等(以下、ICカード等という。)によって行い、ユーザー認証情報の管理について、以下のルールを設けて適正に管理している。 <icカード等>・ICカード等を、他人に貸与や、使用させてはならない。 ・離席時や業務上必要のないときは、ICカード等を方ードリーダ若しくはパソコン等の情報機器のスロット等に装てんしたまま放置してはならない。  <id>・共用IDを利用する場合は、共用IDの利用者以外に利用させてはならない。等  ③ICカードまたは生体登録情報の認証結果を利用してシステム認証を行う機能(シングルサインオン連携)を設けている。</id></icカード等>	①ユーザ認証は、生体登録等によって行い、ユーザ一認証情報の管理について、以下のルールを設けて適正に管理している。  〈生体認証〉 削除    (1D)   (1D)   (1D)   (1)   (2)   (3)   (4)   (4)   (4)   (5)   (5)   (6)   (7	事後	その他の項目の変更あり事前の提出・公表が義務付けられない、システム利用に際し共有利用を廃止し、ユーザ認証についても生体認証とすることでセキュリティ度をアップした)
令和2年5月12日	Ⅲ リスク対策(プロセス)基盤 システム・7特定個人情報の 保管:消去⑤物理的対策・具 体的な対策の内容	・「入退室カード管理簿」による入退室カード (カード番号、貸与先等)の管理 ・入退室カードの棚卸(存在確認)及び棚卸結 果の管理簿への記録	・「生体認証」による入退出の管理 削除	事後	その他の項目の変更あり事前 の提出・公表が義務付けられ ない(マシン室の入退出管理 を、カードから生体認証とする ことでセキュリティ度をアップし た)
令和2年5月12日	Ⅲ リスク対策(プロセス)中間 サーバー・7特定個人情報の 保管・消去⑤物理的対策・具 体的な対策の内容	・「入退室カード管理簿」による入退室カード (カード番号、貸与先等の管理 ・入退室カードの棚卸(存在確認)及び棚卸結 果の管理簿への記録	・「生体認証」による入退出の管理 削除	事後	その他の項目の変更あり事前 の提出・公表が義務付けられ ない(マシン室の入退出管理 を、カードから生体認証とする ことでセキュリティ度をアップし た)
令和3年8月13日	I 基本情報・1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務・②事務の内容・2 提供情報の中間サーバーへの格納	・各業務システムから移転した提供情報(特定個人情報)ファイルを、中間サーバーの仕様に変換し連携し、連携機能によって中間サーバー副本DB等に格納・更新する。	・各業務システムから移転した提供情報(特定個人情報)ファイルを、中間サーバーの仕様に変換し、連携機能によって中間サーバー副本DB等に格納・更新する。	事後	重要な変更に当たらない(語 句の修正)
令和3年8月13日	I 基本情報・1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務・2事務の内容・4 符号の取得処理	・個人番号新規取得時に、中間サーバーを介して情報提供ネットワークに処理通番(中間サーバー受付番号)の発行を依頼し、取得した処理通番(中間サーバー受付番号)をとして住民記録システムを介して住民基本台帳ネットワークシステムに符号の発行を要求する。	・個人番号新規取得時に、中間サーバーを介して情報提供ネットワークに処理通番(中間サーバー受付番号)の発行を依頼し、取得した処理通番をもに住民記念システムを介して住民基本台帳ネットワークシステムに符号の発行を要求する。	事後	重要な変更に当たらない(語 句の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月13日	大田区における番号法対応 情報連携について・2 シス テムの相関図(略)		「相関図」から「基幹系システム」を削除	事後	重要な変更に当たらない(語 句の修正)
令和3年8月13日	大田区における番号法対応 情報連携について・4 評価 対象システムにおけるリスク 分析		「概要図」から「基幹系システム」を削除	事後	重要な変更に当たらない(語 句の修正)
令和3年8月13日	(別添1-8) ネットワーク構成イ メージ図		「区民情報系」から「LGWAN」への通信を表記「業務システム」の説明(個人情報取扱)を追加	事後	重要な変更に当たらない(実際の運用に合わせた表現の 修正)
令和3年8月13日	Ⅱ ファイルの概要・3. 特定個 人情報の入手・使用・②入手 方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	削除	事後	重要な変更に当たらない(実際の運用に合わせた語句の 修正)
令和3年8月13日	Ⅱ ファイルの概要・3. 特定個 人情報の入手・使用・ ⑧使用 方法	・各業務主管部署により妥当性を保証された特定個人情報を、庁内連携及び電子ファイルにより取得し、区民情報系基盤システムの区民情報 り取得し、程供情報管理DBに提供情報ファイルとして格納する。	・各業務主管部署により妥当性を保証された特定個人情報を、庁内連携により取得し、区民情報系基盤システムの区民情報DB及び提供情報管理DBに提供情報ファイルとして格納する。	事後	重要な変更に当たらない(実際の運用に合わせた語句の 修正)
令和3年8月13日	Ⅱ ファイルの概要・5. 特定個 人情報の提供・移転(委託に 伴うものを除く。)・提供先1	[O]提供を行っている( )件 他機関(国及び他自治体)	[O]提供を行っている( 1)件 他機関(国及び他自治体等)	事後	重要な変更に当たらない(実際の運用に合わせた表現の 修正)
令和3年8月13日	Ⅱ ファイルの概要・6. 特定 個人情報の保管・消去・①保 管場所	静脈認証機能による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。	静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。	事後	重要な変更に当たらない(語 句の修正)
令和3年8月13日	Ⅱ ファイルの概要・6. 特定 個人情報の保管・消去・③消 去方法	各主務省令で定める期間に基づき消去の時期・方法を定める予定。	各主務省令で定める期間に基づき消去の時期・方法を定める。	事後	重要な変更に当たらない(実際の運用に合わせた語句の 修正)
令和3年8月13日	<ul><li>Ⅱ ファイルの概要(2)・3. 特定個人情報の入手・使用・2 入手方法</li></ul>	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	削除	事後	重要な変更に当たらない(実際の運用に合わせた語句の 修正)
令和3年8月13日		静脈認証機能による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。	静脈認証機能等による入退室管理を実施して いるデータセンターの居室において、施錠管理 されたラックに入れて保管する。	事後	重要な変更に当たらない(語句の修正)
令和3年8月13日	Ⅱ ファイルの概要(2)・6. 特 定個人情報の保管・消去・③ 消去方法	各主務省令で定める期間に基づき消去の時 期・方法を定める予定。	各主務省令で定める期間に基づき消去の時 期・方法を定める。	事後	重要な変更に当たらない(実際の運用に合わせた語句の 修正)
令和3年8月13日	Ⅱ ファイルの概要(3)・5. 特 定個人情報の提供・移転・提 供・移転の有無、移転先1	[〇] 行っていない 移転先1 ①法令上の根拠 ②移転たにおける用途 ③移転する情報 ④移転する情報の対象となる本人の数 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 ⑥移転方法 ⑦時期・頻度	[○] 移転を行っている(1) 件 移転先! 各業務システム ①法令上の根拠 番号法第9条及び大田区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例(平成27年9月30日条例第59号) ②移転先における用途 各業務におけるサービス資格判定、賦課決定等 3移転する情報 各業務で必要とする住民情報(住記、税務、 国保、介護等) ④移転する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲 住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された区民及必名業務システムにおいてサービ ス対象として登録されている住民基本台帳に記録されていない住民(住養外者) ⑥移転方法 庁内連携システム ⑦時期・頻度 各業務主管課で保有する情報の更新が発生した都度	事後	重要な変更に当たらない(実際の運用に合わせた語句の 修正)
令和3年8月13日		静脈認証機能による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。	静脈認証機能等による入退室管理を実施して いるデータセンターの居室において、施錠管理 されたラックに入れて保管する。	事後	重要な変更に当たらない(実際の運用に合わせた語句の 修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月13日	Ⅱ ファイルの概要 (4)・3. 特定個人情報の入手・使用・② 入手方法	電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	削除	事後	重要な変更に当たらない(実際の運用に合わせた語句の 修正)
令和3年8月13日	Ⅱ ファイルの概要(4)・5. 特定個人情報の提供・移転	[O] 移転を行っている( ) 件	[O] 移転を行っている(1) 件	事後	重要な変更に当たらない(実際の運用に合わせた表現の 修正)
令和3年8月13日	Ⅱ ファイルの概要(4)・6. 特 定個人情報の保管・消去・① 保管場所	静脈認証機能による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。	静脈認証機能等による入退室管理を実施して いるデータセンターの居室において、施錠管理 されたラックに入れて保管する。	事後	重要な変更に当たらない(実際の運用に合わせた語句の 修正)
令和3年8月13日	Ⅱ ファイルの概要(4)・6. 特 定個人情報の保管・消去・③ 消去方法	各主務省令で定める期間に基づき消去の時 期・方法を定める予定。	各主務省令で定める期間に基づき消去の時期・方法を定める。	事後	重要な変更に当たらない(語 句の修正)
令和3年8月13日		静脈認証機能による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。	静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。	事後	重要な変更に当たらない(実際の運用に合わせた語句の 修正)
令和3年8月13日	Ⅱ ファイルの概要(5)・6. 特 定個人情報の保管・消去・③ 消去方法	各主務省令で定める期間に基づき消去の時 期・方法を定める予定。	各主務省令で定める期間に基づき消去の時期・方法を定める。	事後	重要な変更に当たらない(語 句の修正)
令和3年8月13日	Ⅱ ファイルの概要(6)・6. 特 定個人情報の保管・消去・① 保管場所	静脈認証機能による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。	静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。	事後	重要な変更に当たらない(実際の運用に合わせた語句の 修正)
令和3年8月13日	Ⅱ ファイルの概要(6)・6. 特 定個人情報の保管・消去・③ 消去方法	各主務省令で定める期間に基づき消去の時期・方法を定める予定。	各主務省令で定める期間に基づき消去の時期・方法を定める。	事後	重要な変更に当たらない(語 句の修正)
令和3年8月13日	II ファイルの概要 (7)・3. 特定個人情報の入手・使用・⑤ 本人への明示	本特定個人情報ファイルの入手の根拠・使用目 的に関する規定については、各業務主管課に おいて担保されている。	本ファイルの入手の根拠・使用目的に関する規 定については、各業務主管課において担保され ている。	事後	重要な変更に当たらない(語 句の修正)
令和3年8月13日	Ⅱ ファイルの概要 (7)・3. 特定個人情報の入手・使用・⑧ 使用方法	・格納した庁内連携ファイルについて定められた周期で庁内ネットワークを介して更新分として情報を必要とする各業務システムへ移転する。	・格納した庁内連携ファイルについて庁内ネット ワークを介して情報を必要とする各業務システ ムへ連携する。	事後	重要な変更に当たらない(語 句の修正)
令和3年8月13日	Ⅱ ファイルの概要(7)・5. 特 定個人情報の提供・移転	[O] 移転を行っている( ) 件	[O] 移転を行っている(1) 件	事後	重要な変更に当たらない(実際の運用に合わせた表現の 修正)
令和3年8月13日		静脈認証機能による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。	静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。	事後	重要な変更に当たらない(実際の運用に合わせた)
令和3年8月13日	Ⅱ ファイルの概要(7)・6. 特 定個人情報の保管・消去・③ 消去方法	各主務省令で定める期間に基づき消去の時期・方法を定める予定。	各主務省令で定める期間に基づき消去の時期・方法を定める。	事後	実施状況の反映による修正で あり、リスク対策向上となるこ とから重要な変更には当たら ない
令和3年8月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)基盤 システム・2. 特定個人情報の 入手・入手の際に特定個人情 報が漏えい・紛失するリスク		④区民情報系基盤システムのユーザは、区民情報系基盤システムに連携されたデータやファイルに直接アクセス権を持たせない仕様としている。	事後	実施状況の反映による修正であり、リスク対策向上となることから重要な変更には当たらない
令和3年8月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)基盤のシステム・3. 特定個人情報的使用・権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	②システム管理者に対しユーザ認証機能を設けている。	②システムにユーザ管理機能を設けている。	事後	重要な変更に当たらない(語句の修正)
令和3年8月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)基盤 システム・3. 特定個人情報の 使用・従業者が事務外で使用 するリスク	(3)情報資産を利用する者は、記録媒体に情報資産の分類が異なる情報が複数記録されている場合の取扱を行うこと。	削除	事後	重要な変更に当たらない(実際の運用に合わせた)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月13日	皿 リスク対策(プロセス)基盤 システム・4、特定個人情報 ファイルの取扱いの委託・情報保護管理体制の確認		⑤委託先事業者全般について、インシデント発生時やその予兆があった場合、速やかに報告することを義務付けている。	事後	実施状況の反映による修正で あり、リスク対策向上となるこ とから重要な変更には当たら ない
令和3年8月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)基盤 システム・5. 特定個人情報の 提供・移転	記録を残していない	記録を残している	事後	実施状況の反映による修正で あり、リスク対策向上となるこ とから重要な変更には当たら ない
令和3年8月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)基盤 システム・7. 特定個人情報の 保管・消去・特定個人情報の 漏えい・滅失・毀損リスク	③区民情報系基盤システムによるデータ連携は、設計書に記載のあるシステム以外への提供を行っていない。	③評価対象事務に係るシステムにおいて、次の技術的対策を講じている。 く不正プログラム対策・・不正プログラム対策 ソフトウェアのパターンファイルの最新化・不正 プログラム対策のソフトウェアの更新 〈不正アクセス対策〉・攻撃の記録の保存・庁 内のサーバー等に対する攻撃や外部のサイト に対する攻撃の監視	事後	実施状況の反映による修正であり、リスク対策向上となることから重要な変更には当たらない
令和3年8月13日		共用IDを利用する場合は、共用IDの利用者以外の者に知られないように管理し、共用IDの利用者以外に利用させてはならない。	削除	事後	実施状況の反映による修正であり、リスク対策向上となることから重要な変更には当たらない
令和3年8月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)中間 サーバー・3. 特定個人情報 の使用・従業者が事務外で使 用するリスク	(3)情報資産を利用する者は、記録媒体に情報資産の分類が異なる情報が複数記録されている場合の取扱を行うこと。	削除	事後	重要な変更に当たらない(実際の運用に合わせた)
令和3年8月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)中間 サーバー・4、特定個人情報 ファイルの取扱いの委託・情 報保護管理体制の確認		⑤委託先事業者全般について、インシデント発生時やその予兆があった場合、速やかに報告することを義務付けている。	事後	実施状況の反映による修正であり、リスク対策向上となることから重要な変更には当たらない
令和3年8月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)中間 サーバー・5. 特定個人情報 の提供・移転	記録を残していない	記録を残している	事後	実施状況の反映による修正であり、リスク対策向上となることから重要な変更には当たらない
令和3年8月13日	皿 リスク対策(プロセス)中間 サーバー・5、特定個人情報 の提供・移転・不適切な方法 で提供・移転が行われるリス ク	対象ファイル: 「1.提供情報ファイル」、「2 符号管理ファイル」	対象ファイル:「1.提供情報ファイル」	事後	重要な変更に当たらない(実際の運用に合わせた)
令和3年8月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)中間 サーバー・5. 特定個人情報 の提供・移転・不適切な方法 で提供・移転が行われるリス ク		③中間サーバーの認証・権限管理機能により、中間サーバーへログインする利用者のアクセス権限の登録、更新、削除等を行っている。	事後	実施状況の反映による修正であり、リスク対策向上となることから重要な変更には当たらない
令和3年8月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)中間 サーバー・5. 特定個人情報 の提供 誤った情報を提供・ 移転してしまうリスク、誤った 相手に提供・移転してしまうリ スク	対象ファイル:「2 符号管理ファイル」	対象ファイル:「1.提供情報ファイル」	事後	重要な変更に当たらない(実際の運用に合わせた)
令和3年8月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス)中間 サーバー・6. 情報提供ネット ワークシステムとの接続・安全 が保たれない方法によって入 手が行われるリスク	共用IDを利用する場合は、共用IDの利用者以外の者に知られないように管理し、共用IDの利用者以外に利用させない。	削除	事後	実施状況の反映による修正であり、リスク対策向上となることから重要な変更には当たらない
令和3年8月13日	ワークシステムとの接続・安全 が保たれない方法によって入	中間サーバーは特定個人情報保護委員会との 協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提 供ネットワークを使用した特定個人情報の入手 のみ実施できるよう設計されている。	中間サーバーは個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されている。	事後	重要な変更に当たらない(委 員会の名称の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月13日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 中間 サーバー・6. 情報提供ネット ワークシステムとの接続・入手 した特定個人情報が不正確で あるリスク・リスクに対する措 置の内容	世田個人識別な早に FU組付けられた昭会社	③中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、終務大臣が設置・管理する情報提供ホットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	重要な変更に当たらない(委 員会の名称の修正)
令和3年8月13日	Ⅳ リスク対策(その他)・1.監査・①自己点検・具体的な チェック方法	②企画経営部情報システム課 情報セキュリティ実施手順の最終改定日は以下のとおり 平成31年1月29日	②企画経営部情報システム課 情報セキュリティ実施手順の最終改定日は以下のとおり令和2年6月5日	事後	重要な変更に当たらない(実際の運用に合わせた語句の 修正)
令和4年6月2日	I.7.評価実施機関における担当部署①部署 II.2.基本情報⑥事務担当部署 II.3.特定個人情報の入手・使用⑦使用の主体 V.2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ①連絡先	企画経営部情報システム課	企画経営部情報政策課	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(組織改正のため)
令和4年6月2日	I.7.評価実施機関における担 当部署②所属長の役職名	情報システム課長	情報政策課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(組織改正のため)
令和4年6月2日	Ⅳ.1.監査①自己点検	企画経営部情報システム課 情報セキュリティ 実施手順の最終改定日は以下のとおり 令和2年6月5日	企画経営部情報政策課 情報セキュリティ実施 手順の最終改定日は以下のとおり 令和3年6月30日	事後	組織改正及び実施状況の反映による修正であり、リスク対策向上となることから重要な変更には当たらない
令和4年6月2日	IV.2.従業者に対する教育・啓 発	情報システム課 情報システム課業務 情報システム課職員 情報システム課実施手順	情報政策課 情報政策課業務 情報政策課職員 情報政策課実施手順	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(組織改正のため)
令和4年6月2日	Ⅲ リスク対策(プロセス)中間 サーバー・6. 情報提供ネット ワークシステムとの接続・安全 が保たれない方法によって入 手が行われるリスク	総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークを使用	内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネット ワークシステムを使用	事後	重要な変更に当たらない(情報提供ネットワークシステムを設置・管理する主体の修正)
令和4年6月2日	Ⅲ リスク対策(プロセス)中間 サーバー・6. 情報提供ネット ワークシステムとの接続・入手 した特定個人情報が不正確で あるリスク		内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネット ワークシステムを使用	事後	重要な変更に当たらない(情報提供ネットワークシステムを設置・管理する主体の修正)
令和5年5月30日	Ⅳ.1.監査①自己点検	企画経営部情報政策課 情報セキュリティ実施 手順の最終改定日は以下のとおり 令和3年6月30日	企画経営部情報政策課 情報セキュリティ実施 手順の最終改定日は以下のとおり 令和4年10月26日	事後	実施状況の反映による修正で あり、リスク対策向上となるこ とから重要な変更には当たら ない
令和5年11月1日	II ファイルの概要・II ファイルの概要(2)~(7) 4. 特定ルの概要(2)~(7) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名		日本電子計算株式会社	事前	
令和5年11月1日	II ファイルの概要・II ファイルの概要(2)~(7) 4. 特定 他の概要(2)~(7) 4. 特定 個人情報ファイルの取扱いの 委託 委託事項3 ⑦再委託 先の有無		再委託しない ⑧③削除	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月1日	Ⅱ ファイルの概要・Ⅱ ファイルの概要(2)~(7) 6. 特定 個人情報の保管・消去 ①保 管場所	静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。	①サーバ等はクラウド(以降、ガバメントクラウドを含む)事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたている事業者、またはISMAPのリストに登録されたている事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。(2特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。(3静脈認証機能等による入退室管理を実施しているデータセンターの居室において、施錠管理されたラックに入れて保管する。	事前	
令和5年11月1日	II ファイルの概要・II ファイルの概要(2)~(7) 6. 特 定個人情報の保管・消去 ③消去方法	各主務省令で定める期間に基づき消去の時期・方法を定める。	①特定個人情報の消去は大田区からの操作によって実施される。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際、保守交換したHDDはクラウド事業者が管理するデータセンター内に保管される。また、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800~88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③各主務省令で定める期間に基づき消去の時期・方法を定める。	事前	
令和5年11月1日	Ⅲ リスク対策(プロセス)基盤システム 2、特定個人情報の入手(情報提供ネット) ワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3: 入手した特定個人情報の正確性確保の措置の内容	正確性を確保するため ①(1)職員等が業務上必要のない情報の作成をすることを禁止している。 (2)情報を作成する者は、情報の作成時に大田区で定められている。情報資産レベル・機密性・完全性・可用性による情報資産の分類に基づを定めている。 ②区民情報系基盤システムのユーザは、区民情報系基盤システムに連携されたデータやファイルに直接アクセス権を持たせない仕様としている。 ③不正なデータを連携したことによって区民情報系基盤システムが停止した場合、システム管理者が不正データを除去又は修正する機能を設けている。 ④特定個人情報の区民情報系基盤システム内でのデータは、連携の連番チェックを行い常に最新を担保している。	①職員等が業務上必要のない情報の作成をすることを禁止している。 ②情報を作成する者は、情報の作成時に大田区で定められている、情報資産レベルル機密性・予定とは・可用性による情報資産の分類に基づき、実施手順に当該情報の分類と取扱制限を定めている。 ③区民情報系基盤システムのユーザは、区民情報系基盤システムに連携されたデータやフィルに直接アクセス権を持たせない仕様としている。 ④不正なデータを連携したことによって区民情報系基盤システムが停止した場合、システム管報系基盤システムが停止した場合、システム管報系基盤システムが停止した場合、システム管も対不正データを除去又は修正する機能を設けている。 ⑤特定個人情報の区民情報系基盤システム内でのデータは、連携の連番チェックを行い常に最新を担保している。		
令和5年11月1日	Ⅲ リスク対策(プロセス)基盤システム 2. 特定個人情報の人手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	情報の漏えい・紛失を防止するために	削除		
令和5年11月1日	Ⅲ リスク対策(プロセス)基 盤システム 3. 特定個人情 報の使用 リスク1: 目的を 超えた紐付け、事務に必要の ない情報との紐付けが行われ るリスク 宛名システム等に おける措置の内容	権限の無い者がシステムを操作し、目的を超えた紐付け、事務に必要ない情報との紐付けが行われないように、以下の対策を行なっている。	削除		
令和5年11月1日	Ⅲ リスク対策(プロセス)基盤システム 3、特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正、権限の管理 具体的な管理方法	アクセス権限の管理について、以下のルール及 び対策を設けて適正に管理している。	削除		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月1日	Ⅲ リスク対策(プロセス)基盤システム 3. 特定個人情報の使用 リスク3: 従業が事務が使用するリスクリスクに対する措置の内容	められた目的以外の情報資産使用禁止。利用を許可されていない情報の使用禁止。(2)情報資産を利用する者は、業務で使用するデータを記録した外部記録媒体、入出力帳票及び文書等を机上に放置しない等、常に適切な取扱を行うこと。などを定めている。(2)庁内で稼働するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通	③情報資産を利用する者は、業務で使用する データを記録した外部記録媒体、入出力帳票及 び文書等を机上に放置しない等、常に適切な取 扱を行うこととするとするルールを定めている。 ④庁内で稼働するシステムのネットワークを「区 民情報系事務」「内の部情報系事務」「インター 本ット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通 信をできないようにしている。また、データ連携		
令和5年11月1日	Ⅲ リスク対策(プロセス)基盤システム 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報のでは、対策を関係を表現しています。 サービス リスクに対する 措置の内容	不正に複製されることが無い様に、	削除		
令和5年11月1日	皿 リスク対策(プロセス)基盤システム 4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託特定個人情報ファイルの取扱いの話録 具体的な方法	②作業等で必要となるハードディスク等の媒体は区が用意したものを使い、外部へ持ち出せないように管理している。	削除		
令和5年11月1日	Ⅲ リスク対策(プロセス)基盤システム 4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	③、④	項番を③⇒②、④⇒③に修正		
令和5年11月1日	じた提供を除く。) リスク2: 不適切な方法で提供・移転が	庁内連携ファイル」 不適切な提供・移転が行われないように ①人事異動の発令や担当する職務の変更等が あるときは、その都度ユーザ登録の状況を点検 し、異動、退職等で不要になったユーザIDは、連やかに削除し、利用権限の無い、または利用権限の異なる操作がされないよう、定期的に点 検する。 ②管理者権限等の特権を付与されたIDを利用する者を必要最小限にし、当該IDのバスワードの漏えい等が発生しないよう、当該ID及びパスワードを厳重に管理する。 ③特権を付与されたID及びパスワードの設定・変更について、外部委託のよう、当該ID及びパスワードを厳重に管理する。 ④行内で稼働するシステムのホットワークを「区民情報系事務」「内の計情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。端末からのアクセスは、区民情報系基盤システム内にある通信機器やファイアウォールにて通	速やかに削除し、利用権限の無い、または利用権限の異なる操作がされないよう、定期的に点検するルールを定めている。 ②管理者権限等の特権を付与されたIDを利用する者を必要最小限にし、当該IDのバスワードのの漏えい等が発生とないよう、当該ID及びバスワードを厳重に管理するルールを定めている。 ③特権を付与されたID及びパスワードの設定・変更について、外部委託事業者へ行わせる場合の監視や作業ログの確認等を行うルールを定めている。 ④庁内で稼働するシステムのネットワークを「区民情報系事務」「内部情報系事務」「インターネット接続環境」と各々分離させ、他の領域と通信をできないようにしている。 端末からのアクセスは、区民情報系基盤システ		
令和5年11月1日		評価対象事務に係るシステムの設置場所において、次の物理的対策を設けている。	政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP) のリストに登録されているクラウド(以降、ガバメ ントクラウドを含む)事業者、またはISMAPのリ ストに登録予定のクラウド事業者から調達する こととしており、システムのサーバー等は、クラ ウド事業者が保有・管理する環境に構築する前 提として、影圧が多事務に係るシステムの設置 場所において、次の物理的対策を設けている。		
令和5年11月1日	Ⅲ リスク対策(プロセス)基盤システム 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスク ⑤物理的対策具体的な対策の内容		(追加) ・事前に許可されていない装置等を外部に持出 できない		
令和5年11月1日	Ⅲ リスク対策(プロセス)基盤システム 7、特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策具体的な対策の内容	・定期的なソフトウェア導入状況の点検 等	・定期的なソフトウェア導入状況の点検、および パッチの適用 等		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月1日	Ⅲ リスク対策(プロセス)基盤システム 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 核チェック (変) では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般		(追加)  くデータ暗号化> ・データを保管するストレージ筐体全体のデータ暗号化 ・データを保管するストレージ筐体全体のデータに明号化 ④クラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ⑤ 医民情報系基盤システムは、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑥クラウド事業者の運用保守地点からクラウドサービスへの接続については、閉域ネットワークで構成する。		
令和5年11月1日	皿 リスク対策(プロセス)基盤システム 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の保管・消去リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑪死者の個人番号 具体的な保管方法	①情報システムのバックアップで取得した完全 性又は可用性の高いデータを記録する外部記 録媒体は、災害等の被害を受けにくい遠隔地に 保管する。	削除		
令和5年11月1日	Ⅲ リスク対策(プロセス)基盤システム 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	②指定端末以外の情報機器内に情報資産を保存する場合は、定期的なパックアップの取得等の必要な対策を義務付け。	①指定端末以外の情報機器内に情報資産を保存する場合は、定期的なパックアップの取得等の必要な対策を義務付けている。		
令和5年11月1日	Ⅲ リスク対策(プロセス)基盤システム 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・減失・毀損リスク ⑩死者の個人番号 具体的な保管方法	3	項番を③⇒②に修正		
令和5年11月1日	Ⅲ リスク対策(プロセス)基盤システム 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク リスクに対する措置の内容	LTO(磁気テープ)装置	削除		
令和5年11月1日	Ⅲ リスク対策(プロセス)基盤ンステム 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	①サーバー等の廃棄に伴うデータ消去については、廃棄サーバーに記録されたデータやファイルを、消磁機や消去ソフトを使用して、又は破砕するなど完全に復元できない状態として廃棄する手順を設けている。 ②区民情報系サーバ機器群上に構築されているシステムで利用しているサーバー等の廃棄に伴うデータ消去については、廃棄サーバーやディスクに記録されたデータやファイルを、消磁機や消去ソフトを使用して、又は破砕するなど完全に復元できない状態とした廃棄証明書を提出するよう機器保守事業者と契約を結んでいる。	①サーバー等の廃棄に伴うデータ消去については、廃棄サーバーに記録されたデータやファイルを、消磁機や消去ソフトを使用して、又は破砕するなど完全に復元できないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する手順を設けている。②区民情報系サーバ機器群上に構築されているシステムで利用しているサーバー等の廃棄に伴うデータ消去については、廃棄サーバーやディスクに記録されたデータやファイルを、消磁機や消去ソフトを使用して、又は破砕するなど完全に復元できない状態とし、HDD消去記録票にて管理している。		
令和5年11月1日	Ⅳ リスク対策(その他) 1. 監査 ②監査 具体的な内容		(追加) 政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP) のリストに登録されているクラウド(以降、ガバメントクラウドを含む)事業者、またはISMAPのリストに登録予定のクラウド事業者から調達することとしており、クラウド事業者は定期的に監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。また、監査内容については以下のとおりである。		
令和5年11月1日	IV リスク対策(その他) 3. その他のリスク対策	なし	クラウドサービス上での業務データの取扱いについては、大田区及びその業務データの取扱いについて委託を受ける業務システムベンダが責任を有する。 クラウドサービス上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてクラウドサービスに起因する事象の場合は、クラウド事業者へ障害対応を履行させることで対応する。また、クラウドサービスに起因とない事象の場合は、業務システムベンダが対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、関係者で協議を行う。		